

## 資料 2



周防大島町集中改革プランへの取組内容及び成果報告

(取組期間 平成 17 年度～平成 20 年度)

(普通渡船部会)

部会	基本方針・実施項目	頁
<b>事務・事業の再編・整理、廃止・統合</b>		
普通・渡船	(1) 行政評価システムの導入	1
〃	(2) 事務事業チェックシートの作成	2
〃	(3) 支所機能の見直し（総合支所）	3
〃	(4) 新たな行政課題に対応できる組織・機構の見直し	4
〃	(5) 公共施設適正配置指針の策定	5
〃	(6) 生活交通体系の再編	6
〃	(7) ごみの減量化、再資源化の推進	7
〃	(8) イベントの見直し（教育委員会所管のもの）	8
〃	(9) 保健センター業務の見直し	9
保険・訪問看護	(1) 訪問看護ステーションのあり方についての検討	1
上下水道	(1) 下水道事業の見直し	1
〃	(2) 上・下水道使用料徴収事務の見直し	2
公営企業	(1) 病院事業のあり方の検討	1
<b>民間委託等の推進</b>		
普通・渡船	(10) 指定管理者制度の導入	10
〃	(11) 排水機場管理の委託	13
〃	(12) 学校給食調理業務の委託	14
〃	(13) 町立保育所の運営方法の見直し	15
公営企業	(2) 給食業務委託の検討	2
<b>定員管理の適正化</b>		
普通・渡船	(14) 定員適正化の推進（定員適正化計画の策定）	16
保険・訪問看護	(2) 定員適正化への対応	1
上下水道	(3) 定員適正化への対応	2
公営企業	(3) 定員適正化への対応	3
<b>手当の総点検をはじめとする給与の適正化</b>		
普通・渡船	(15) 時間外手当の削減	17
〃	(16) その他諸手当の見直し	18
公営企業	(4) 手当の適正化への対応	5
<b>第三セクターの見直し</b>		
普通・渡船	(17) 第三セクターの見直し	19
<b>経費節減等の財政効果</b>		
普通・渡船	(18) 財政健全化計画の策定	20
〃	(19) 消耗品管理の一元化	20
〃	(20) 公用車の見直し	21
〃	(21) 環境負荷低減活動の推進	22
〃	(22) 広告掲載による収入の確保	23
〃	(23) 窓口用封筒の寄付提供制度の活用	24
〃	(24) 補助金の見直し	25
〃	(25) 徴収部門の強化	26
〃	(26) 職員の流動的活用	27
〃	(27) 投票区の再編	27
〃	(28) 委託、リース契約等の見直し	28
〃	(29) 受益者負担の適正化（保育料）	28
保険・訪問看護	(3) 預防事業充実に向けて関係部署・機関との連携（医療・介護）	2
〃	(4) 国民健康保険税及び介護保険料の徴収率の向上	4
〃	(5) 国民健康保険税及び介護保険料の見直し	6
上下水道	(4) 適正な自主財源の確保（収納率の向上）	3
〃	(5) 受益者負担の適正化（上・下水道使用料体系の見直し）	4
公営企業	(5) 旅費交通費の検討	5
〃	(6) 研究研修費の検討	6

実施項目	(1) 行政評価システムの導入
現状	今までの行政は、目的達成の合理性を追求しようとする「手段主義」でしたが、脆弱な財政構造や三位一体の改革による地方交付税の削減などにより、従来の画一的な行政運営は不可能となっており、限られた財源で最大の行政サービスが求められています。
方策	限られた財源・人材を有効活用し、総合計画に掲げる事務事業等の優先順位や進行管理、公共事業、イベント、補助金等のあり方を見直し、効率的な行政運営の実現や職員の意識改革、住民への説明責任や行政の透明性の向上に資する、計画(Plan)→実施(Do)→確認(Check)→対策(Action)のPDCAマネジメントサイクルの手法を取り入れた、行政評価システムを導入します。
目標	平成18年度に約40事務事業を抽出し、評価の試行を行い、試行結果を元に評価システムの改善を行いながら、平成22年度以降はすべての事務事業の評価を実施します。
効果	効率的な行政運営及び住民への説明責任や行政の透明性の向上

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・準備	試行	段階的実施		
これまでの取組内容及び成果					今後の取組
H17	周南市や下関市など先進自治体5箇所を視察し、評価の手法及び課題について調査・研究を行い、18年度の評価試行に向けて準備作業を行いました。				平成18年度中に、1班1細事業を目標に紙ベースでの評価の試行、行政評価システムへの財源内訳入力及び行政評価システム操作研修を予定しています。 平成19年度には、行政評価システムの本稼動を予定しておりますので、行政評価専門部会を中心として、財務会計システムと連動した評価システムのスムーズな導入を図ります。
H18	5月9日、班長級職員13名により構成される行政評価部会を設置し、行政評価システムの検討を行いました。5月下旬には、行政評価システムの基礎資料となる「課別業務量算定表」の作成に着手しました。 8月30日、第2回の行政評価部会を開催し、財務会計システムとの連動、評価シート案について検討を行い、9月上旬には行政評価説明会を開催し、財務会計システムとの連動及び評価シートについて説明しました。 11月1日には行政評価説明会を開催し、予算細事業概要調書の作成を依頼しました。作成した予算細事業概要調書は財政課の予算査定に利用しました。				
H19	行政評価システムの本稼動により、平成18年度事務事業を評価し、平成20年度予算へ反映するマネジメントサイクルを確立しました。 ・4月2日～5月31日にかけて、全職員により平成19年度当初予算細事業単位の財源入力 ・7月27日～8月10日にかけて、全職員により平成18年度決算に伴う細事業単位の財源及び人工数入力 ・8月30日～31日にかけて、班長級を対象に行行政評価システム研修会を開催 ・9月1日～10月5日にかけて、全職員により一次評価・二次評価を行い、平成20年度当初予算査定資料として活用				平成20年度以降において、真に持続可能な財政システムの確立を目指し、評価の精度を高めるものとします。
H20	所管課が、政策企画課から、財政課に異動しました。 8月末、各支所において行政評価説明会を開催し、19年度決算を元に、9月末までに一次評価入力、10月末までに二次評価入力を进行了。 12月からの平成21年度当初予算ヒアリング時に、査定資料として活用しました。				本格稼働2年目になり、1年目では表に現れなかった問題が出てきました。 開始当初に設定した細事業の分け方では、全事業を評価する際に、細かく分けすぎて煩雑になったり、逆に別々の細事業として分けた方がよい事業等有り、見直しの要望がありました。 また、年度途中の新規事業、廃止事業の取扱い、職員の異動による人工数の取扱い、活動指標の修正をどうするか、等の検討事項がありました。 これらの問題をクリアし、評価の精度向上を目指します。

実施項目	(2) 事務事業チェックシートの作成
現状	厳しい財政状況や住民ニーズの多様化など、今までの画一的な行政経営では時代の変化に対応できません。住民の視点に立ち、必要なものとそうでないものを取捨選択して効果的且つ効率的な行政運営を行う必要があります。
方策	行政改革大綱及びその実施計画では、行政評価システムの導入を平成18年度後期に予定していますが、システム導入までの移行期間中の行政事務効率化及び行政評価システムのスムーズな導入を目的として、職員全員による事務事業の見直しを行い、成果が上がっていらないものや目的を達したもの、効率的でないものについて見直しを行うことを目的に、事務・事業チェックシートの作成を行います。
目標	平成18年度に関係職員全員により、マネジメントサイクルを用いて事務事業の見直しを行い、行政評価システムのスムーズな導入を図り、限られた財源の有効活用及び人材の育成を図ります。
効果	効率的な行政運営及び職員の意識改革

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・準備	実施	行政評価システムへ移行		
これまでの取組内容及び成果		今後の取組			
H17					
H18	課別業務量算定表を基に、細事業毎に「対象」、「意図」、「手段」を記入して、事業の必要性、有効性等について調査しました。			平成18年度に調査したデータを行政評価システムで活用することにより、職員負担の軽減を図り、行政評価システムへのスムーズな移行を図ります。	
H19	評価表を出力し、平成20年度当初予算査定に活用しました。				
H20	行政評価システムへ移行				

実施項目	(3) 支所機能の見直し（総合支所）
現状	各総合支所及び教育支所は、大島郡合併協議会において「組織及び機構の取扱い」の協議の中で、当分の間「総合支所+分庁分散型庁舎」として設置されたものです。 このことは、住民サービスが低下しないように十分配慮するためでした。しかし、住民サービスの水準を維持していくためには、事務事業の内容により担当課と総合支所の担当者の事務を分担する面から重複することもあり、非効率な面も見られます。
方策	将来的に組織及び機構は本庁方式とし、本庁方式導入までは機構改革または配置転換により組織の見直しを図ります。
目標	平成18年度中に組織の一部見直しを行い、本庁方式移行後、全面的に見直します。
効果	効率的な行政運営

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
	調査・検討	組織の見直し		→	実施	
これまでの取組内容及び成果					今後の取組	
H17						
H18	○星野哲郎記念館と併設する東和庁舎の建設に着手しました。 ○総務課において、庁舎建設基本構想策定業務報告書の作成委託を行いました。 ○行革本部会議に機構改革検討専門部会を設置し、平成27年度末を目標とする組織機構改革報告書を策定し、庁舎機能の見直しを行いました。	庁舎建設基本構想及び組織機構改革報告書に基づき、支所機能の検討・協議を進めます。				
H19	○星野哲郎記念館と併設する東和庁舎の完成に伴い、7月17日から東和総合支所の執務を開始しました。 ○平成20年4月から、総合支所次長を廃止し、また、正規職員2人体制の出張所は正規職員1人と臨時職員1人とする総合支所改革を行うことを決定しました。	平成21年4月に総合支所地域支援班を廃止し、道路等の維持は、建設課建設維持班に移管する総合支所改革を確認しました。				
H20	○平成21年4月から蒲野・沖浦・油田・日良居出張所を正規職員1人嘱託職員1人、その他の出張所（椋野・白木・和田）を嘱託職員1人体制とし、公募による嘱託職員のローテーションとすることを決定しました。	従来の方針を見直し、きめ細やかな住民サービス確保のため、総合支所地域支援班を維持していくことを決定しました。				

実施項目	(4) 新たな行政課題に対応できる組織・機構の見直し									
現状	<p>多様化する住民ニーズや地方分権の推進などにより、対応する部署が複数にまたがる業務の発生など、これまでの縦割りの行政組織だけでは対応できない行政課題が増加するとともに、新たな行政需要の為の組織の設置が求められています。</p> <p>また、現行の課の配置では、類似した業務が複数の課に分類されて処理されている現状があり、今後再編して効率化する必要があります。</p>									
方策	<p>社会経済情勢の変化及び住民ニーズの多様化に対応するため、各課の業務内容及び業務量を精査し関連する業務の再編・統合を行い、これに併せて組織・機構の見直しを行います。また、周防大島町行政改革大綱の実施計画により、平成22年4月1日までに43名の職員の削減を行うために、行政部門の集約化を図り、限られた人的資源の有効活用を図るために、以下の組み合わせ等を課の再編・統廃合案として検討します。</p> <table border="1"> <tr> <td>総合政策課・企画課</td> <td>財政課・契約監理課</td> <td>健康増進課・福祉課</td> </tr> <tr> <td>医療保険課・介護保険課</td> <td>商工観光課・農林課</td> <td>水産課・建設課</td> </tr> <tr> <td>生活衛生課・環境施設課</td> <td>水道課・下水道課</td> <td></td> </tr> </table>	総合政策課・企画課	財政課・契約監理課	健康増進課・福祉課	医療保険課・介護保険課	商工観光課・農林課	水産課・建設課	生活衛生課・環境施設課	水道課・下水道課	
総合政策課・企画課	財政課・契約監理課	健康増進課・福祉課								
医療保険課・介護保険課	商工観光課・農林課	水産課・建設課								
生活衛生課・環境施設課	水道課・下水道課									
目標	定員適正化を進める中で、住民の理解を得ながら、新たな行政課題に対応できる組織・機構に再編を行います。									
効果	効率的な行政運営									

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・準備	段階的実施			
これまでの取組内容及び成果					今後の取組
H17	平成17年度末において総合政策課と企画課を統合し政策企画課を、水道課と下水道課を統合し上下水道課を設置しました。				
H18	平成18年12月に行革推進本部会議の専門部会として機構改革検討専門部会を設置し、専門部会が平成27年度末を目標とする組織機構改革の報告書を答申しました。				
H19	<p>○平成20年4月から、各保健センターの保健師の常駐体制を見直し、健康福祉部介護保険課と健康増進課地域包括支援センターを統合し介護保険課とすること及び医療保険課と健康増進課を統合し健康増進課とすることを決定しました。</p> <p>○平成20年3月末に政策企画課総合政策班を廃止し、総合政策班の事務を関係各課へ移管することを決定しました。</p> <p>○平成19年度末におおしま子育て支援センターを廃止し福祉課内子育て支援センターを2人体制とすることを決定しました。</p> <p>○観光協会の社団法人化に伴い、平成20年4月から商工観光課観光事業を観光協会に移管することが決定しました。</p> <p>○平成20年4月から、図書館の運営体制について、久賀図書館を中央的図書館とし、他の3図書館を分館的図書館とし、久賀図書館には司書等正規職員2名を配置し、他の3図書館については、4名の臨時職員のローテーションによる2名体制とすることが決定しました。</p>				
H20	○平成21年4月から蒲野・沖浦・油田・日良居出張所を正規職員1人嘱託職員1人、その他の出張所（椋野・白木・和田）を嘱託職員1人体制とし、公募による嘱託職員のローテーションとすることを決定しました。				

実施項目	(5) 公共施設適正配置指針の策定
現状	本町では、合併という要因により、総合センター、民俗資料館、温泉施設等多くの類似施設があり、これらの維持管理費が財政逼迫の大きな要因となっています。
方策	少子高齢化の進展や公共施設を利用する住民の利便性に配慮するとともに、有識者や住民の意見も反映し、公共施設の有効活用、統合、廃止、転用、新設等に関する公共施設適正配置指針を策定します。 また、新たな公共施設の整備に際しては、維持管理経費等を含めた費用対効果、民間の有する資金や、事業経営における経験的に培われた知識や情報を活用し、優れた公共施設の整備やより効率的で質の高いサービスの提供をめざす新しい事業方式（PFI）の導入などを検討し、複合化や併設化、施設間連携、広域的な観点などから幅広く検討を行います。なお、平成18年度に指針策定・推進のための組織を設置し、着実に実施します。
目標	施設の統廃合、転用等による見直しを行い、効率的な利活用のできる施設の提供を行います。
効果	財政健全化及び施設運営の合理化・効率化による住民サービスの向上

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・検討	策定・推進	実施		
これまでの取組内容及び成果					今後の取組
H17	今後の公共施設の配置について調査・検討を行いました。				
H18	公募による指定管理対象施設の選定時に、全公の施設に係る今後のあり方を取りまとめ行革本部会議に報告しました。				
H19	○ハローワーク跡地を久賀東庁舎とし、9月10日から環境生活部が執務を開始しました。 ○平成21年4月に中学校を4校（情島中学校を除く）とする学校統合が決定しました。				
H20	○日良居中学校の体育館、グランドをそれぞれ地区体育館・町民グランドとして活用することを決定しました。				

実施項目	(6) 生活交通体系の再編				
現状	現在、町内には道路運送法第4条による路線バスが2路線4系統73便、同法第21条による路線バスが5系統22便及び同法第21条による乗合タクシーが1系統14便の運行がなされています。道路運送法の改正及び地方バス路線維持対策国庫補助制度の改定に伴い、平成14年4月に4路線バス事業者の路線再編を実施して以降、各路線の運行維持を図るために赤字補填補助金は、利用者の減少とともに増嵩しています。16年度実績で全運行経費約227百万円のうち、運賃収入は約132百万円、国県補助金約50百万円、町補助金約45百万円の負担となっており、全体の約4割は補助金で賄われている状況となっています。この原因には、主なバス利用者である高齢者や学生等交通弱者の減少もありますが、町立・民間病院の患者輸送バスやスクールバスの運行により路線バスと同じ路線を多重に運行しているため、利用者をそれぞれのバスが奪い合う構図となり公共交通全体のコスト増に結びついています。				
方策	平成17年度において、大島郡地域振興推進協議会を事業主体として、「周防大島町生活交通体系検討業務」を実施し、路線バスの利用実態調査、各運行主体の収支状況及び患者輸送バスの運行状況調査を行い、将来の生活交通体系の再編基本計画を策定する。平成18年度において、具体的再編方策の検討を関係者と行い平成19年4月を目指して再編を進めていきます。				
目標	住民の利用しやすい持続可能な生活交通体系に再編します。				
効果	生活交通の利便性の向上と公共交通コストの削減				
スケジュール					
年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・準備		実施		
これまでの取組内容及び成果		今後の取組			
H17	コンサル委託を行い、各路線バスの利用実態調査、運行主体ごとの収支状況、特定目的バスの運行状況調査等を行い、生活交通の再編を行った場合の試算を主とする「周防大島町生活交通体系検討業務報告書」の取りまとめを行いました。	平成19年10月1日に、安下庄線への防長交通参入による町内4路線の1社体制化及び減便による効率化、白木半島線のスクールバス化を実施します。 その後、年1回程度の利用実態調査による効率化の検討を行います。			
H18	前年度実施の「周防大島町生活交通体系検討業務報告書」に基づき、実施計画を作成するため、土日の利用実態調査、患者輸送車廃止の検討等を行い、平成19年10月1日実施の当面の改善策をとりまとめ、又そのための条件整備を行いました。				
H19	平成19年10月1日に、安下庄線への防長交通参入による町内4路線の1社体制化及び減便による効率化、白木半島線のスクールバス一般混乗を実施しました。				
H20	防長交通(株)の格定期の発行による協力の下、平成20年4月より周防大島高校が運行しているスクールバスを廃止し、生徒の乗合バス通学を実現しました。				

実施項目	(7) ゴミの減量化、再資源化の推進
現状	本町のごみの排出量（収集ごみ+直接搬入ごみ+自家処理）は、人口が減少しているにも関わらず、一向に減少していないのが現状です。ごみの排出量は、平成8年から平成11年にかけて減少推移したものの、平成13年には大きく増加した後は、概ね横ばいで推移しています。平成12年から平成13年にかけての大きな増加は、野外焼却や小型焼却炉での焼却が原則禁止となったことから、これまで自家処理されていた可燃ごみが、収集ごみとして排出されたことが大きな要因と考えられます。
方策	現時点では旧町毎にごみの分別方法が異なっており、住民サービスの徹底を図るため、平成19年度を目途に分別方法（分別区分、排出頻度数）の統一を図ります。ビン、プラスチック等の分別収集の徹底により埋立ごみ量等を減少させ、再資源化を図ります。ごみの発生抑制、減量化、再資源化に関し、広報紙、パンフレット等により住民の意識啓発を行い、ごみ問題への意識向上を図ります。 なお、ごみ処理施設に直接搬入される可燃ごみ及び不燃ごみについては、処理料金の見直しを行います。
目標	廃棄物の発生抑制、再利用、最終処分量を削減します。
効果	住民サービスの向上、ごみ処理を通じた循環型社会の形成

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・検討		実施	リサイクル施設完成	処理手数料改定
これまでの取組内容及び成果					今後の取組
H17	不燃ごみの分別方法が4地区のうち1地区のみが著しく異なっていたため、排出者自身で分別を徹底するよう、各地域において説明会を開催し、ごみの減量化、再資源化に対する啓発を行いました。				リサイクル施設の完成に向けて、4地区における分別等を統一し、廃棄物の発生抑制、減量化、再資源化を図り、循環型社会の形成の実現を目指します。また、ごみ処理施設に直接搬入される可燃ごみ及び不燃ごみについては、処理手数料金の見直しを検討します。
H18	不燃ごみの基本的な排出方法を統一しました。また、ごみの減量化、再資源化を更に推進するため、地域に出向き分別等の説明会を開催するとともに、広報、チラシ等により啓発を行いました。				
H19	地域、高齢者ボランティア団体、小学校に出向き、分別方法や本町の再資源化の取組等を説明し、ごみの減量化に対する啓発を行いました。また、リサイクル施設の完成に伴い、分別等4地区に生じている若干の差異を平成20年度から統一するため、「分別の手引き」のパンフレットを各戸へ配布し、ごみの減量化、再資源化を推進します。なお、直接施設に搬入される不燃ごみについては処理手数料金を設定しました。				平成20年4月から、環境センター（リサイクルセンター・最終処分場）は、環境施設課による直営管理とし、衛生センター及び清掃センターの管理は業務委託とします。
H20	環境センターの完成に伴い、平成20年4月1日から4地区に生じている分別方法の差異を統一しました。「家庭ごみ分別の手引き」「50音順ごみ分別区分一覧表」「各地区のごみの分別の変更」を各戸配布し、ごみの減量化、再資源化を推進しました。				廃棄物の発生抑制・減量化・再資源化を図り、循環型社会の形成の実現を目指します。また、法改正に基づく適切な回収・再商品化がなされるよう事業者・住民などと協力し、引き続き普及啓発を行います。

実施項目	(8) イベントの見直し（教育委員会所管のもの）			
現状	現在教育委員会所管のイベントは、教育委員会（本課）及び各教育支所において企画運営をしていますが、合併時に他の課が所管するイベントと異なり整理統合がなされていないため、旧町ごとのイベント実施状況にバラツキがあります。 よって、新町になってもマラソン、文化祭等、同様のイベントが旧町のまま移行して実施されている現状が見受けられ、また、地区を限定したイベントでは、旧町時代の職員がわざわざ各庁舎から出向き準備作業を行っており、非効率な点も見受けられます。			
方策	イベントは行政目的を達成するための手段であるという観点から、目標、プロセス、必要性や効果を評価して、その見直し結果を次のイベントに反映し、効果を高めます。 イベントの中止、統合、N P O等との協働などいろいろな方法も検討しながら教育委員会（本課）が主体となって見直しを行い、目的や成果の達成をめざすとともに、住民、参加者の視点でイベントのやり方を根本的に改革します。また、生涯学習関連事業についても、次代を担う人材育成と高齢化社会における生きがいづくりの場であり、その成果の発表が文化展・文化祭と位置づけ、運営は各講座受講生・学級生に委ね、住民・行政協働により活性化を図ります。なお、教育委員会所管以外のイベントについては、行政改革大綱の実施計画に基づき、見直しを行います。			
目標	職員の一体感の醸成と、住民参画による協働のために住民意識の醸成を図り、住民主体の運営形式にして、事業の活性化を図ります。			
効果	予算や人的資源の節減、重点化によるイベントの活性化			
スケジュール				
年度	平成17年度 平成18年度 調査・見直し	平成19年度	平成20年度 処理手数料改定	平成21年度
これまでの取組内容及び成果		今後の取組		
H17	スポーツ行事の見直しを行い、体育協会、教育委員会主催行事別に整理を行いました。	地区イベントの運営についてはなるべく住民主体の運営とし、地域の特色ある取り組みとして開催できるよう推進します。また、ビーチバレー大会等大規模スポーツイベントは費用対効果、住民・関係者の意見を基に開催の是非を根本的に検討します。		
H18	文化祭行事の準備、運営を住民協働で行いました。	平成23年度を予定している教育支所改革までに、スポーツイベント、公民館のあり方等について検討を行います。		
H19	体育協会の法人化、町全体のスポーツイベントのあり方について検討しました。			
H20				

実施項目	(9) 保健センター業務の見直し
現状	現在は各保健センターに3名の保健師が配置されていますが、現在の体制では協議を行うにもそれぞれの保健センターの担当者が本課に集まって協議を行う状態なので、非効率になっています。また、各保健センターにそれぞれ同じように担当者が必要であるため、本課の人数の配置も少なく効率的な事業が行いにくいのが現状です。
方策	保健センターの事務職は本課に配属し、保健センターの事務も本課で対応します。各地区保健センターの保健師は2名とし、事務以外の保健師業務を行います。保健師を本課に集中させることにより、業務に応じた人数配置による人員の削減や担当の保健師が同じ場にいることで、より効果的な保健事業の展開が可能になります。保健センターの業務は、平成18年度から設置される地域包括支援センターのサブセンターとしての総合相談窓口、訪問活動が中心となります。
目標	組織・機構の簡素化を行い、効率的なサービスの提供を行います。現行の保健師3名、事務職1名を保健師2名に再編します。
効果	効率的な行政運営及び職員の意識改革を行います。

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	検討	実施		処理手数料改定	

これまでの取組内容及び成果		今後の取組
H 1 7	各保健センターに保健師3名と事務職員1名が配置されており、各担当地区内での保健業務や事業、事務処理等をそれぞれの保健センターが処理していました。	今後の医療保険制度改正や障害福祉施策の改正、各保健業務の見直し、介護予防支援業務等の情勢を勘案しながら「健康づくり班」及び「地域包括支援センター」の業務内容を視野に入れ、各保健センターの人員体制等を再検討し、業務の効率化を目指します。
H 1 8	平成18年4月から、各保健センターの保健師1名と事務職員については健康づくり班に集約し、事業等の処理を健康づくり班で集中して行っています。また、各保健センターの保健師2名についても地区内保健業務の他に地域包括支援センターのサブセンターとして位置づけ、介護予防支援業務や総合相談窓口、訪問活動を行いました。	
H 1 9	18年度からの体制を継続して、地域に密着した保健活動と地域支援センターのサブセンターとして総合相談や訪問活動等を実施しました。	子どもから高齢者までの健康づくり体制の機能強化を図るため、また、20年度からの医療保険改正を見据えて、各保健センターの常駐性の見直しを行います。
H 2 0	子どもから高齢者までの健康づくり体制の機能強化を図るため、保健センターの保健師の常駐制を廃止し、保健師を集約し、主に高齢者に対応する介護保険課（介護予防班・地域包括支援センター）と健康増進課（健康づくり班）の2課にわかれ、役割分担をしながら健康づくり業務の強化を図っています。地域での相談対応については各保健センターに週1回保健師が出向き、身近な相談の場となるよう健康相談を開設しています。	地域の実態に応じ、より効果的・効率的な事業が行えるよう関係機関と連携強化を図りながら業務を行います。

実施項目	(10) 指定管理者制度の導入																																						
現状	<p>平成15年6月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理委託先は、町の出資法人や公共的団体等以外の民間事業者にも、委ねることが可能になりました。</p> <p>これは、民間でも十分なサービス提供能力が認められる事業者が増加していることや、多様化する住民ニーズに対応するため、民間事業者の有する知識や技術を活用することが有効だという考え方に基づいたものです。今後は、町が維持・管理すべきとされた施設についても、民間の能力を活用し、住民サービスの向上や経費の節減等を図る必要があります。</p>																																						
方策	<p>公の施設の管理については、「民間にできることは民間に」を基本に、サービス水準の維持・向上と費用対効果を十分検討し、平成18年4月を目指して指定管理者制度を導入し、効果的かつ効率的な管理運営を行います。</p>																																						
目標	<p><b>公の施設（レクリエーション・スポーツ施設）</b> 注（）は指定管理等に移行した年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度までに指定管理者制度を導入します</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>グリーンステイながうら（H18）</td> <td>片添ヶ浜温泉遊湯ランド（H18）</td> </tr> <tr> <td>長浦スポーツ海浜スクエア（H18）</td> <td>サン・スポーツランド片添（H18）</td> </tr> <tr> <td>フィッシングビレッジやしろ郷（H18 H19休館）</td> <td>青少年旅行村（H18）</td> </tr> <tr> <td>自光寺ピッコロランド（H18 H19休館）</td> <td>陸奥野営場（H18）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度までに指定管理者制度を導入します</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>竜崎温泉潮風の湯（H19）</td> <td></td> </tr> </table> <p><b>公の施設（産業振興施設）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度までに指定管理者制度を導入します</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>陸奥記念館（H18）</td> <td>橘農産物加工センター</td> </tr> <tr> <td>なぎさ水族館（H18）</td> <td>鹿家地区農事集会所（H18）</td> </tr> <tr> <td>総合交流ターミナル（H18）</td> <td>正分地区農事集会所（H18）</td> </tr> <tr> <td>安高地区農事集会所（H18）</td> <td></td> </tr> </table> <p><b>公の施設（基盤施設）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度までに管理のあり方を検討します</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>久賀港駐車場</td> <td>辻屋駐車場（久賀）（H19廃止）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度までに廃止を検討します</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>南町駐車場（大島）（H20廃止）</td> <td></td> </tr> </table> <p><b>公の施設（文教施設）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度までに指定管理者制度を導入します</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>周防大島町歴史民俗資料館（大島）（H18休館）</td> <td>町衆文化薫る郷公園（H18）</td> </tr> <tr> <td>周防大島町歴史民俗資料館（久賀）（H18）</td> <td>周防大島町竜崎陶芸の館</td> </tr> <tr> <td>周防大島町歴史民俗資料館（橘）（H18休館）</td> <td>周防大島町地区学習等供用施設（浮島）（H18）</td> </tr> <tr> <td>日本ハワイ移民資料館（H18）</td> <td>周防大島町地区学習等供用施設（原）（H18）</td> </tr> <tr> <td>町衆文化伝承の館（H18）</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度までに管理のあり方を検討します</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>周防大島町文化センター</td> <td>神領コミュニティセンター（H18）</td> </tr> <tr> <td>屋代山泉センター（H18）</td> <td>周防大島町地区学習等会館（椋野北）</td> </tr> <tr> <td>小松コミュニティセンター（H18）</td> <td>周防大島町地区学習等供用施設（西安下庄）</td> </tr> </table>	グリーンステイながうら（H18）	片添ヶ浜温泉遊湯ランド（H18）	長浦スポーツ海浜スクエア（H18）	サン・スポーツランド片添（H18）	フィッシングビレッジやしろ郷（H18 H19休館）	青少年旅行村（H18）	自光寺ピッコロランド（H18 H19休館）	陸奥野営場（H18）	竜崎温泉潮風の湯（H19）		陸奥記念館（H18）	橘農産物加工センター	なぎさ水族館（H18）	鹿家地区農事集会所（H18）	総合交流ターミナル（H18）	正分地区農事集会所（H18）	安高地区農事集会所（H18）		久賀港駐車場	辻屋駐車場（久賀）（H19廃止）	南町駐車場（大島）（H20廃止）		周防大島町歴史民俗資料館（大島）（H18休館）	町衆文化薫る郷公園（H18）	周防大島町歴史民俗資料館（久賀）（H18）	周防大島町竜崎陶芸の館	周防大島町歴史民俗資料館（橘）（H18休館）	周防大島町地区学習等供用施設（浮島）（H18）	日本ハワイ移民資料館（H18）	周防大島町地区学習等供用施設（原）（H18）	町衆文化伝承の館（H18）		周防大島町文化センター	神領コミュニティセンター（H18）	屋代山泉センター（H18）	周防大島町地区学習等会館（椋野北）	小松コミュニティセンター（H18）	周防大島町地区学習等供用施設（西安下庄）
グリーンステイながうら（H18）	片添ヶ浜温泉遊湯ランド（H18）																																						
長浦スポーツ海浜スクエア（H18）	サン・スポーツランド片添（H18）																																						
フィッシングビレッジやしろ郷（H18 H19休館）	青少年旅行村（H18）																																						
自光寺ピッコロランド（H18 H19休館）	陸奥野営場（H18）																																						
竜崎温泉潮風の湯（H19）																																							
陸奥記念館（H18）	橘農産物加工センター																																						
なぎさ水族館（H18）	鹿家地区農事集会所（H18）																																						
総合交流ターミナル（H18）	正分地区農事集会所（H18）																																						
安高地区農事集会所（H18）																																							
久賀港駐車場	辻屋駐車場（久賀）（H19廃止）																																						
南町駐車場（大島）（H20廃止）																																							
周防大島町歴史民俗資料館（大島）（H18休館）	町衆文化薫る郷公園（H18）																																						
周防大島町歴史民俗資料館（久賀）（H18）	周防大島町竜崎陶芸の館																																						
周防大島町歴史民俗資料館（橘）（H18休館）	周防大島町地区学習等供用施設（浮島）（H18）																																						
日本ハワイ移民資料館（H18）	周防大島町地区学習等供用施設（原）（H18）																																						
町衆文化伝承の館（H18）																																							
周防大島町文化センター	神領コミュニティセンター（H18）																																						
屋代山泉センター（H18）	周防大島町地区学習等会館（椋野北）																																						
小松コミュニティセンター（H18）	周防大島町地区学習等供用施設（西安下庄）																																						

目標	公の施設（福祉施設）	
	・平成19年度までに廃止を検討します	
	周防大島町橋在宅介護支援センター (H18廃止)	
目標	公の施設（福祉施設）	
	・平成19年度までに指定管理者制度を導入します	
	久賀ふれあいの家	安下老人憩の家
	デイサービスセンター福寿苑 (H18)	橋かんころ楽園
	椋野ふれあいの家	周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」(H18)
	沖浦デイサービスセンター延寿の里	源明老人憩の家
	屋代デイサービスセンター延命の家	秋老人憩の家
	三蒲デイサービスセンター高手の里	西浦老人憩の家
	デイサービスセンター高塔苑 (H18)	長天老人憩の家
	デイサービスセンター文殊苑 (H18)	日良居園芸サロン
	デイサービスセンター油田苑 (H18)	日良居老人憩の家
	デイサービスセンター和田苑 (H18)	和戸老人憩の家
	周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」(H18)	デイサービスセンターしらとり苑 (H18)
	周防大島町東和在宅介護支援センター (H18廃止)	周防大島町大島在宅介護支援センター (H18廃止)
	東和在宅老人デイサービスセンター (H18)	安下庄園芸サロン
効果	・平成19年度までに管理のあり方を検討します	
	三蒲児童の館	和田老人福祉センター（楽楽亭）
	・平成21年度までに管理のあり方を検討します	
	久美保育所	和佐保育所 (H19廃止)
	蒲野保育所	日良居保育所
	公の施設以外の施設	
	・現在検討予定施設はありませんが、必要に応じ隨時見直しを行います。	
	その他の事務事業	
	・在宅配食サービス等在宅福祉サービスについては、全部委託済です。その他については現在検討予定はありませんが、必要に応じ隨時見直しを行います。	
	住民サービスの向上及び行政コストの縮減	

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	検討	実施			→
これまでの取組内容及び成果					今後の取組
H17	<p>平成18年3月、グリーンステイながうらほか16施設について、非公募により指定管理者の指定を行いました。 (期間H18.4.1～H19.3.31)</p> <p>施設内訳：スポーツ・レクリエーション5 産業振興3 文教8 指定管理料総額は、約6,500万円</p> <p>平成18年6月、デイサービスセンター文珠苑ほか15施設について非公募により指定管理者の指定を行いました。 (期間H18.9.1～H21.3.31)</p> <p>施設内訳：社会福祉9 産業振興施設3 文教施設3 15施設の指定管理料総額は、約1,000万円</p>	<p>平成18年度は非公募で指定を行った周防大島町総合交流ターミナルほか11施設及び竜崎温泉潮風の湯を6箇所に分けて、指定管理者の公募を行い、新規参入2社を含む社を指定管理者として選定した結果、18年度と比較して年額約2,600万円の指定管理料の削減が出来ました。 (期間H19.4.1～H22.3.31)</p> <p>スポーツ・レクリエーション施設・・・5 産業振興施設・・・・・・・・1 文教施設・・・・・・・・6</p> <p>平成19年4月1日から平成22年3月31日まで3年間(社)東和ふるさとセンター及び(有)サザンセトとうわについては、指定管理者として指定され、瀬戸内海リゾート株については、平成19年度に公募型指定管理者制度を実施する予定です。</p> <p>なお、大島歴史資料館は建物施設の老朽化が著しく、展示・保存している資料を今後どう活用していくか、橋歴史民俗資料館と併せて検討します。その他文教施設（総合センター等）は当面現状のままで運営します。</p>			
H18	<p>(高齢者生活福祉センター「和田苑」「しらとり苑」以外は指定管理料無し)</p> <p>平成18年9月、油宇集会施設ほか3施設について、非公募により指定管理者の指定を行いました。 (期間H18.10.1～H19.3.31)</p> <p>文教施設・・・・3 3施設の指定管理料総額、約25万円 (社)東和ふるさとセンター及び(有)サザンセトとうわについては、公募型指定管理者制度の実施により選定され、瀬戸内海リゾート株については、単独で指定管理者に選定され、経営診断結果に基づき経営改善を総合的に検討し、経営改善を図りました。</p> <p>大島、橋歴史民俗資料館は休館としました。</p>				
H19	<p>○グリーンステイながうら施設について公募を行い瀬戸内海リゾート（株）を指定管理者として指定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定期間 H20.4.1～H23.3.31</li> <li>・指定管理料 46,200（千円）3年間 (平成20年度指定管理料 16,170,000円) (平成21年度指定管理料 15,330,000円) (平成22年度指定管理料 14,700,000円) (平成19年度指定管理料 24,993,552円)</li> </ul> <p>○平成20年3月議会において、高齢者生活福祉センター和田苑・しらとり苑及び油田等集会施設3施設について非公募による指定管理者の指定を行う予定としています。</p>	<p>指定管理者制度は、議会議決を担保として、行政处分行為を指定管理者に委任する制度であることから、行政は公の施設の管理者としてコンプライアンス等についてのモニタリングが求められるものであることから、指定管理者の円滑な管理運営に資するよう、指導・協力を行うものとします。</p>			
H20	<p>○平成21年3月議会において</p> <p>東和在宅老人デイサービスセンター デイサービスセンター文珠苑 デイサービスセンター高塔苑 デイサービスセンター油田苑 デイサービスセンター和田苑 デイサービスセンターしらとり苑 デイサービスセンター福寿苑</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記5施設の指定期間 H21.4.1～H24.3.31</li> <li>周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」</li> <li>周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」</li> <li>由宇集会施設</li> <li>小泊集会施設</li> </ul> <p>・上記4施設の指定期間 H21.4.1～H22.3.31について非公募による指定管理者の指定を行う予定としています。</p>				



実施項目	(11) 排水機場管理の委託
現状	排水機場（東和地区4ヶ所、橋地区2ヶ所）の管理については、台風や大雨などによる停電に備え、現在はその都度リース会社から発電機を借り受けることで対応していますが、需要が集中し近隣市町村とも競合するため、借りることができない場合もあります。 さらに、来年橋地区に2ヶ所新設される予定で、計8ヶ所となるため、対応がますます困難となっています。
方策	台風襲来時等における排水機場の停電対策として、現在はリース業者から発電機の借り上げで対応していますが、町内の建設業者と予め発電機の運搬・設置の委託契約を行えば経費の節減にもなるため、可能な場合は委託契約することで事務の効率化、経費の節減を行います。
目標	行政運営の効率化・財政負担の軽減
効果	災害時における施設管理業務の円滑化

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・検討	実施			
これまでの取組内容及び成果					今後の取組
H17	<p>町内建設会社の排水機場での使用できる発電機保有状況調査及び貸出意向依頼を実施したところ、発電機が壊れにあつたため断られておりまます。2社は保有しており協力的ですが、大半は建設機器リース会社からの調達でした。</p> <p>建設機器リース会社と協議した結果、発電機の台数が多く一時的な使用では確保が困難との回答でした。また、通常での確保は、経費がかかりすぎるので検討が必要です。</p>				
H18	<p>各総合支所管から農業予算で建設した排水機場を一元管理するため、農林課で管理することとしました。従来どおり建設会社や数社のリース会社から発電機を確保しました。また、異常通報装置を建設中の排水機場から設置し、早期に対応する体制を整えました。</p>				
H19	<p>4施設については、異常通報装置により対応体制を整えました。また、1施設については、今年度より改修工事を行い異常通報装置を設置します。施設改修設計に当たっては、維持管理コストの削減できる施設としました。</p>				
H20	<p>平成19年度から改修を進めた1施設が完成し、計5施設に異常時の通報装置が可動中であり、今後、未施設について、改修時に合わせて通報装置を設置していく計画である。また、定期的に検査診断を実施して、設備及び施設の長寿命化を図り、コスト削減をする。</p>				

実施項目	(12) 学校給食調理業務の委託				
現状	学校給食センターは、旧町単位で4箇所あり、東和学校給食センターは民間委託、その他の給食センターは直営で行っています。東和学校給食センターの調理業務に要する経費は、他の給食センターに比べて安価となっており、他のセンターの運営方法の見直しが必要です。				
方策	東和学校給食センターを除く給食センター（久賀・大島・橋）の調理業務については、平成17年度現在、8名の正規職員（久賀：3名、大島：4名、橋：1名）にパート職員を雇い入れ運営しています。すでに東和センターは、調理及び配達業務について民間委託にて提供していますが、他のセンターにおいては、正規職員の退職等の動向を鑑み、民間への業務委託を検討する予定です。				
目標	学校とセンター（栄養士・委託業者）の連携を密にし、地場産品を取り入れたおいしい学校給食の提供を図ります。				
効果	人件費等、予算の削減				
スケジュール					
年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	検討		→	実施	→
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H 1 7	以下の取組を行いました。 10月～11月 学校給食センターの在り方について協議検討をし、業務委託開始年度等の案を作成。 12月25日 上記検討結果（案）を、対象3センターの全職員へ説明。		学校給食センターに勤務する職員の動向を鑑み、下記により業務（調理・配達）の民間委託を進める計画です。 平成19年度はこれまでと同様、直営方式にて運営します。（平成18年度末に「大島センター」職員1名が定年退職。） ○平成20年度から「橋センター」を業務委託し、職員1名は「大島センター」へ異動させる予定です。（平成19年度末に「久賀センター」職員1名が定年退職。） ○平成21年度から「久賀センター」を業務委託する予定です。（平成20年度末に「久賀センター」職員2名が定年退職。） ○平成23年度から「大島センター」を業務委託する予定です。（平成22年度末に「大島センター」職員2名が定年退職。） 平成23年度に全センターの業務委託が完了する予定ですが、職員1名が残るため、保育所等への人事異動を検討します。		
H 1 8					
H 1 9	○公募により橋給食センターの業務委託を行いました。（受託者 むら喜） 委託期間 H. 20. 4. 1～H. 23. 3. 31 委託額 27, 621, 825円（3年間） 20年度分 9, 378, 075円 21年度分 9, 121, 875円 22年度分 9, 121, 875円 ○公募により東和給食センターの業務委託を行いました。（受託者 瀬戸内荘） 委託期間 H. 20. 4. 1～H. 23. 3. 31 委託額 30, 191, 700円（3年間） 20年度分 10, 077, 900円 21年度分 10, 056, 900円 22年度分 10, 056, 900円		平成21年度に久賀給食センター、平成23年度に大島給食センターを業務委託する予定です。		
H 2 0	○公募により久賀給食センターの業務委託を行いました。（受託者 株式会社 日米クック） 委託期間 H. 21. 4. 1～H. 24. 3. 31 委託額 28, 350, 000円（3年間） 20年度分 9, 450, 000円 21年度分 9, 450, 000円 22年度分 9, 450, 000円		平成23年度に大島給食センターを業務委託する予定です。		

実施項目	(13) 町立保育所の運営方法の見直し
現状	現在4ヵ所ある町立保育所は、すでに措置費等の補助制度がなく、一般財源化が図られています。 民間保育所が措置費のみで運営している現状に鑑み、指定管理者制度を導入しても保育サービスの低下はきたさないものと考えます。
方策	指定管理者制度の導入等を検討し、職員人件費及び運営費の削減を図ります。
目標	指定管理者制度の導入等を検討します。
効果	事務事業の効率化、人件費の削減

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	—	調査・検討	→	→	指定管理者制度導入等実施
これまでの取組内容及び成果					今後の取組
H17				町立保育園3園については、引き続き廃止、休止、指定管理制度導入等を検討していきます。	
H18	町立保育園4園の、今後の運営方針について検討しました。その結果、平成18年度を以って和佐保育所の廃止を決定しました。				
H19	蒲野保育所については、今後の方針を保護者に説明。			「民間でやれることは民間で」の概念により、今後の方向性を引き続き検討中。	
H20				引き続き廃止及び休止、指定管理制度導入の方向で検討していきます。	

実施項目	(14) 定員適正化の推進（定員適正化計画の策定）
現状	平成16年10月1日職員数 388人 平成17年 4月1日職員数 376人
方策	平成16年10月1日の合併に伴い、合併時点での職員数（普通会計）は、類似団体と比較した場合、約150人多い状況となっています。合併の効果をできる限り早く出すため、平成22年4月1日時点で、43人を当面の削減目標とし、その早期実現に向けて定員適正化計画を策定します。また、目標達成後においても、社会経済情勢や住民ニーズの変化に応じて、常に事務量を把握するとともに、外部委託の推進など効率性や経済性の観点から事務事業の見直しを行い、より一層の定員の削減に取り組みます。
目標	平成22年4月1日現在の数値目標を333人とし、43人（11.4%）の削減を行います。
効果	人件費削減による財政健全化

スケジュール						
年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
	調査・計画策定	推進				→
退職	4	4	18	10	13	
採用	2	1	1	1	1	
差引	376	373	370	353	344	
実質	376	372	362			

※退職はその年度末、採用はその年度当初の数値

これまでの取組内容及び成果		今後の取組
H17	平成18年3月に「定員適正化計画」を策定し、平成18年度から平成22年度までの5年間で41人（11.0%）の実質的削減を目標としました。 実績 (定年退職3人、普通退職3人、新規採用3人)	退職者の補充については、職種や業務ごとにその必要性を十分精査のうえ、新規採用を行います。なお、平成19、20年度に、職員の新規採用は行わない予定です。
H18	定年退職4人、普通退職6人、新規採用0人を予定しており、適正化計画以上の人員削減が進んでいます。	
H19	定年退職17人、普通退職6人、新規採用0人を予定しています。	
H20	定年退職11人、普通退職8人、死亡退職1人、新規採用1人を予定しています。	

実施項目	(15) 時間外手当の削減
現状	時間外勤務手当については災害等の要因があるとはいえ、財政健全化や職員の健康管理の面からも削減が必要です。また、同一所属内でも特定の者に偏っている事実も見受けられます。人事管理による対策も必要ですが、超過勤務命令者の命令に対する考え方や職員の意識の改革など複合的な改善が必要です。
方策	割り振られた勤務時間内で仕事を終える体制を整えるため、フレックスタイムの制度の導入や振替休日及び代休日の有効かつ積極的な活用を推進します。 恒常的な超過勤務従事者が見受けられる場合には、その事務配分や従事内容を調査検討し、人事行政担当課及び当該課長に改善を指示するシステムを築くなどの改善を図ります。職員においては、前例にとらわれない、常に合理的かつ有益的な事務改善に努めるなどの意識改革の方策を講じます。
目標	時間外勤務手当の削減
効果	財政健全化

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	見直し				→
これまでの取組内容及び成果					今後の取組
H17	振替休日の活用を指示し、時間外手当の縮減を図りました。 決算額43,000千円（16年度下半期37,000千円）				
H18	振替休日の活用を指示し、時間外手当の縮減を図りました。 決算見込額33,000千円				
H19	振替休日の活用を指示し、時間外手当の縮減を図りました。 決算見込額28,000千円				
H20	振替休日の活用を指示し、時間外手当の縮減を図りました。 決算見込額18,000千円				

実施項目	(16) その他諸手当の見直し
現状	時間外勤務手当を除く職員手当の総支給額は相当の額となっており、地域性を考慮した見直しを検討する必要があります。
方策	通勤手当、住居手当及び管理職手当については、地域性を考慮した算定基準の見直しを検討します。 また、環境負荷の軽減を考慮し、近距離通勤者の自転車または徒歩通勤の推進と公共交通機関の利用を検討します。特殊勤務手当については、合併時に保健指導手当、保育士特殊業務手当等4つの手当を廃止しておりますが、再度見直しを行います。
目標	通勤手当、住居手当及び管理職手当支給額の削減
効果	財政健全化

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	見直し	→			
これまでの取組内容及び成果					今後の取組
H17					
H18	管理職手当の月額支給率の改正を行いました。				
H19	○管理職手当率の一率2%の削減を行いました。 ○持ち家に係る住居手当の月額を一律2,000円から新築・購入後の5年間まで月額2,500円としました。 ○自家用車等使用者の通勤手当を一律20%削減しました。				
H20	○自家用車等使用者の通勤手当を一律20%削減しました。				
					通勤手当及び住居手当の見直しを検討します。
					20年度においても、左記手当の削減を継続して実施します。

実施項目	(17) 第三セクターの見直し
現状	第三セクターは時代の要請により設立され、公の施設の管理に関して重要な役割を果たしてきましたが、一部については赤字が常態化しており、町にとって大きな財政負担となっています。また、指定管理者制度の導入により公の施設に関して民間事業者の参入も可能となり、厳しい状況となっています。 平成17年4月1日現在：第三セクター数 5
方策	第三セクターについては、その必要性や役割、経営状況、町の関与の必要性などの観点からの見直しを進めます。また、外部監査体制の強化や行政評価制度を活用した事務事業の見直しを通じて経営改革を進めます。更に、事務事業の量に応じて役員数や職員数などの見直しも行いながら赤字の解消を図り、第三セクターの自立を促します。 また、これらを行ったにも拘らず経営状況が深刻なものについては、過度の負担を負うことのないよう注意しながら法的整理等の検討を行います。
目標	第三セクターについては、今後も地域振興目的に設置された主旨を経営理念として、経営診断等により経営見直しを行い、指定管理者制度に対応できる第三セクターとして運営を行い、赤字が常態化している施設については、施設ごとの管理・運営に係る合理化・効率化により事業縮小の検討等を行い、赤字の解消を図ります。
効果	施設運営の合理化・効率化による財政健全化、管理資質の向上による住民サービスの向上

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	検討・見直し	実施			

これまでの取組内容及び成果		今後の取組
H17	○瀬戸内海リゾート㈱については経営診断を実施しました。 ○第三セクターのあり方について調査・検討を行いました。	平成19年4月1日から平成22年3月31日まで3年間（社）東和ふるさとセンター及び（有）サザンセトとうわについては、指定管理者として指定されました。瀬戸内海リゾート㈱が管理する施設については、平成19年度公募型指定管理者制度を実施する予定です。
H18	公募による指定管理者募集に際し、議員の兼業禁止規定に基づき、東和ふるさとセンター及びサザンセトとうわの役員となっている議員については、辞任をしていただきました。 また、（財）久賀生涯学習振興財団については、応募せず、解散することとしました。 (社) 東和ふるさとセンター及び(有)サザンセトとうわについては、公募型指定管理者制度の実施により選定され、瀬戸内海リゾート㈱については、単独で指定管理者に選定され、経営診断結果に基づき経営改善を総合的に検討し、経営改善を図ります。	
H19	○(社) 東和ふるさとセンターは、H19.4.1より片添ヶ浜温泉遊湯ランド等3施設を管理代行を始めました。（指定期間満了日：H22.3.31） ○(有)サザンセトとうわは、H19.4.1より総合交流ターミナルを管理代行を始めました。（指定期間満了日：H22.3.31） ○瀬戸内海リゾート㈱は、平成19年12月にながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者に指定されました。（公募により選定。期間H20.4.1～H23.3.1）	各第三セクターは、左記指定期間において、当該各施設を管理代行します。この間において、各第三セクターは、施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減等を図るなど、他の民間事業者であれば当然行うであろう対応策に知恵を絞ることが求められます。 また、本指定期間における管理代行を適切に行い、次期指定管理者の公募時に再度選定されるよう好実績を残していくかなければなりません。
H20	○(社) 東和ふるさとセンターでは、片添ヶ浜温泉遊湯ランド等3施設の指定管理者として、既に当該公の施設の管理代行を概ね2ヵ年実施し、町に代わって適正に管理業務を遂行しています。 ○(有)サザンセトとうわでは、総合交流ターミナルの指定管理者として、既に当該公の施設の管理代行を概ね2ヵ年実施し、町に代わって適正に管理業務を遂行しています。 ○瀬戸内海リゾート㈱は、H20.4.1より「ながうらスポーツ滞在型施設等」の管理代行（指定期間3ヵ年）を始めました。（指定期間満了日：H23.3.1）	(社) 東和ふるさとセンター及び(有)サザンセトとうわは、次年度（H21年度）、現指定期間（3年間）の最終年度を迎えることから、管理業務の総まとめを行う中、併せて次期指定管理者の公募に向けた指定申請準備に取り掛からねばなりません。 一方、瀬戸内海リゾート㈱は、管理代行2年目を迎えるに当たり、施設の効用を最大限に発揮し、更なる管理経費の縮減等を図るとともに、本指定期間における管理代行を適切に行い、次期指定管理者の公募時に再度選定されるよう、好実績を残していくかなければなりません。

実施項目	(18) 財政健全化計画の策定
現状	平成16年度普通会計決算数値は、経常収支比率99.6% 起債制限比率15.2% 財政力指数16.7%、財政調整基金残高647,171千円町債発行残高26,259,480千円となっています。
方策	歳入に見合った歳出を基本に、中長期的に目指すべき財政指標の目標値を設定し、適正な自主財源の確保、各種補助金の見直しや整理統合による経常経費の削減、公共事業の重点化、公債費を除いた支出額と、町債などの発行によって得る分を除いた収入額の差額により支出と収入のバランスを表すプライマリーバランスの黒字を維持するための地方債発行の抑制など、その達成に向けた財政健全化計画を策定します。
目標	平成22年度決算数値目標を経常収支比率95.0%、起債制限比率14.0%、財政力指数17.5%年度末財政調整基金残高600,000千円、年度末町債残高22,000,000千円を目指します。
効果	財政運営の健全化

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度					
	策定	→推進								
これまでの取組内容及び成果		今後の取組								
H17	平成18年3月、財政健全化計画を策定し、議会に報告を行いました。		財政状況を勘案し、隨時計画を見直し財政健全化を図ります。							
H18	策定済									
H19	策定済									
H20	策定済									

実施項目	(19) 消耗品管理の一元化
現状	消耗品の管理は各課で行っており、在庫量の把握ができない状態にあり、過剰在庫等により物によっては使用できなくなる恐れがあります。
方策	各課で発注・管理している消耗品を集中管理し、購入方法や適正な在庫管理を実施し、経常経費の節減と事務の効率化を図ります。
目標	集中管理により、消耗品費の節減を行います。
効果	事務の効率化及び経常経費削減による財政健全化

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度					
	調査・検討	→実施								
これまでの取組内容及び成果		今後の取組								
H17	消耗品等の一元管理の手法について検討しました。		現在の庁舎形態では一元管理についての効果は希薄と判断。今後の職員減、本町方式への移行等を踏まえて再検討を行います。 ただし、コピー用紙等統一規格で大量購入を行う物品については、競争入札による購入を検討します。							
H18	消耗品等の一元管理の手法について検討しました。									
H19	消耗品等の一元管理の手法について検討しました。									
H20	消耗品等の一元管理の手法について検討しました。									

実施項目	(20) 公用車の見直し
現状	町所有の自動車総数は、平成17年11月1日現在で199台（内普通車107台、軽自動車 70台）で、運行率等の効率性や維持管理経費などが問題となっています。
方策	公用車を軽自動車にすることや、公用車の買い換え時にはハイブリッド車などの低燃費の車を購入し、維持管理経費や燃料費の軽減を図ります。また、特定の業務で使用する一部の公用車を除いて、各庁舎毎に一元管理を行い、待機車両を可能な限り削減することにより、効率的な運用を図ります。また、イベント等で必要な台数を確保する場合にも簡単で業務の効率アップを図ります。
目標	公用車の削減
効果	公用車の維持管理経費の削減による財政の健全化

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・検討		実施		
これまでの取組内容及び成果					今後の取組
H17	建設課において、平成17年度当初は、普通車3台、軽自動車1台でしたが、普通車3台が老朽化し維持管理経費の増額や車両管理に支障があるため、3台の内1台を軽自動車（リース）に変更しました。			公用車の購入は可能な限り行わず、配置車両の見直しを行い、待機車両の配置換えや削減を検討します。	
H18	庁舎毎の一元管理は実現していませんが、各課で臨機応変に車両の貸し借りを行い、待機車両の削減を図りました。建設課においては、老朽化した普通車の更新時に軽自動車への変更を検討しましたが、残る1台も初年度登録より11年を経過しており、出張にも使用できる普通車（リース）とし、排気量については1,500ccに抑えました。				
H19	庁舎毎の一元管理は実現していませんが、各課で臨機応変に車両の貸し借りを行い、待機車両の削減を図りました。				
H20	庁舎毎の一元管理は実現していませんが、各課で臨機応変に車両の貸し借りを行い、待機車両の削減を図りました。				

実施項目	(21) 環境負荷低減活動の推進
現状	合併による分庁方式により、庁舎の維持管理に要する電気料や、職員が各庁舎間で事務打ち合わせ等を行う際の移動に伴う公用車の燃料費は多額となっています。 また、県庁等同一地への出張の際、乗り合わせなどせず、各課個々に公用車を使用する場合が大半です。
方策	庁舎等においても、昼休みの消灯の徹底、適正な空調管理、全員参加による退庁時の電力消費機器の電源OFF運動など、徹底した省エネ活動を推進します。 町内用は軽自動車とし、また、出張者の集中管理を行い、乗りあわせ等を推進するとともに、出張用車両の買い替えの際にはハイブリッド車・ETCを積極的に導入し燃料費の節約、高速料金の縮減を図ります。
目標	光熱費・燃料費の削減
効果	環境負荷の低減及び光熱費・燃料費の削減による財政の健全化

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
	調査・検討	→	段階的に実施		→		
これまでの取組内容及び成果					今後の取組		
H17	昼休みの消灯、適正な空調管理を推進しました。			環境に配慮し、昼休みの消灯及び適正な空調管理等、引き続き環境負荷低減を図ります。			
H18	各部に2台づつETC車載器を配布し、乗り合わせ出張を推進するとともに、高速料金の縮減を図りました。						
H19	各部内で課所有にこだわることなく、公用車を貸し借りすることで新規購入を控えました。						
H20	各部内で課所有にこだわることなく、公用車を貸し借りすることで新規購入を控えました。						

実施項目	(22) 広告掲載による収入の確保
現状	公共施設や公共的な運用をしているものには広告等は掲載していません。
方策	町広報やホームページ、公共施設の広告ボード、病院送迎バスの車体等を地域企業等への広告媒体として提供することにより、広告料による収入増を図ることを検討します。
目標	広告掲載による収入の確保を行います。
効果	広告料の収入増による財政の健全化

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・検討				→
これまでの取組内容及び成果					今後の取組
H17					
H18	先進導入市に問い合わせるなど調査検討を行いましたが、県内ではスポンサーが見つからず苦慮しているとの回答ばかりでした。				
H19	星野哲郎記念館広告掲載要綱を制定し、星野哲郎記念館の入館チケット20万枚、パンフレット10万枚、紙袋5万枚、ビニール袋10万枚の印刷物の広告スポンサーを募集し、5社15万円の広告収入を得ました。				
H20	星野哲郎記念館の入館チケット30万枚、パンフレット30万枚の印刷物の広告スポンサーを募集し、4社9万1千円の広告収入を得ました。				

実施項目	(23) 窓口用封筒の寄付提供制度の活用				
現状	各総合支所、出張所の窓口において戸籍・住民票等の諸証明を手渡す際に使用している封筒について、使用済み封筒を利用しているところもあり、住民から賛否の意見があります。しかしながら、新たに封筒を作成する場合、1年間19万円程度の予算(印刷製本費)が必要となります。				
方策	地域企業の育成発展に役立てる目的で窓口用封筒を作製し、その封筒を住民サービス向上のために町に寄附をする機関があります。その機関を利用し、無料で窓口用封筒を作成し、印刷経費の削減を図ります。				
目標	印刷製本費(封筒)の削減を行います。				
効果	印刷製本費の削減による財政の健全化を図ります。				
スケジュール					
年度	平成17年度 調査	平成18年度 実施	平成19年度	平成20年度	平成21年度
これまでの取組内容及び成果			今後の取組		
H17	○以下の取組を行いました。 11月4日：窓口班長会議において、窓口封筒作成の協議、地元企業（4社）のスポンサーの選定を金融機関に決定。 11月8日：郵宣協会村上氏、戸籍住基班長山中氏、窓口班長松岡の3名で協議、村上氏より「窓口用封筒」の寄付提供に関する概要説明を受ける。 11月8日：町長決済（窓口用封筒の受納及び（株）郵宣協会との覚書を交わすことについて）を受ける。 2月27日：スポンサー変更（3社）となる。			今後も、住民サービスの向上及び経費節減のため、継続します。	
H18	窓口用封筒を6,100枚受納、在庫が少なくなれば、随時追加注文をする仕組みを構築した結果、印刷製本費19万円を削減することができました。				
H19	平成20年1月新規スポンサー3社協賛。（株）郵宣協会より窓口封筒を受納。住民サービスの向上、地域企業のPR及び財政面での節減効果を図ることができた。			今後も、住民サービスの向上及び経費節減のため、継続します。	
H20	平成21年1月から12月の新規スポンサーは、地域企業への周知の結果、3社から4社へと増加した。平成20年12月25日（株）郵宣協会より窓口封筒を受納した。住民サービスの向上、地域企業へのPR及び財政面での節減効果を図ることができた。			今後、さらに、住民サービスの向上及び経費節減のため、継続する。	

実施項目	(24) 補助金の見直し
現状	補助金支出に当たって、公益性や有効性、必要性等について審査されていますが、ややもすれば前年度踏襲の傾向になります。
方策	全ての補助金等を対象に、役割や有効性等の観点から見直し、廃止、削減、重点配分といった、制度の整理・合理化を通じて経営資源（財源）の有効活用を図ります。
目標	補助金の見直しを図り、可能な限り削減します。
効果	安定した財政基盤の確立及び負担の公平性を確保します。

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・検討	段階的実施			→
これまでの取組内容及び成果					今後の取組
H17					
H18	<p>財政課において、5月から9月にかけて関係各課の負担金、補助金等の目的、効果、今後の方針について検討を行い、12月には、検討結果に基づき予算要求を行いました。</p> <p>また、建設課所管の負担金について柳井市の各種団体への負担金の実態を調査し、社会教育課所管の婦人会補助金の見直しを行いました。</p>				
H19	補助・負担金の内容を精査し、3団体から脱会する共に、補助・負担金を約360万円減額しました。				
H20	建設課が負担金を支出している14団体のうち、2団体から徴収停止の報告を受けました。				

実施項目	(25) 徴収部門の強化
現状	町税及び使用料等の滞納額については、合併という要因も絡んで多額に上り、納税・負担の公平性の確保の面という観点からも、収納率の向上は重要な課題となっています。 滞納者は複数の税及び使用料について滞納していることが多く、それぞれの担当課ごとに徵収を行っているのが現状で、効率的とは言えない状態にあります。
方策	現年度の滞納分については、主管課で年度当初に収納率の目標を定め、目標達成に向けて、催告・督促の強化及び休日・夜間徵収実施、口座振替推進、分割納付などにより収納率向上を図ります。また、過年度分の収納率の向上に向けては、滞納者を集中管理する体制作りを検討します。更に、徵収業務の効率化を図るため、現有システムの有効活用を行い、必要に応じて滞納システムの導入を検討します。
目標	集中管理体制を整備し、収納率の向上
効果	財政基盤である町税及び使用料等の収入確保

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・検討	→	実施		

## これまでの取組内容及び成果

## 今後の取組

H17	<ul style="list-style-type: none"> <li>○督促状・催告書の発送を定期的に行いました。</li> <li>○滞納分は主として整理組合が実施していたので、臨戸徵収及び電話催告を 現年度分を中心に徵収を行いました。</li> <li>○納税相談を実施し、滞納者の実態に即し、納税誓約書、納税猶予等の措置を行いました。</li> <li>○臨戸・電話催告等により、納税への理解と納付誓約による定期的納入を促進しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○滞納整理事務の移行に伴い、職員の資質の向上は必要不可欠であり、今後は職員研修の充実を行います。</li> <li>○関係各課との連携を密にし、滞納処分までの進行管理を強化します。</li> <li>○滞納整理事務の強化を図るため、滞納繰越分の口座振替納付への移行を促し、臨戸徵収の軽減を図ります。</li> <li>○実態調査、財産調査を実施し、滞納者に実態に即し滞納整理を行います。</li> </ul>
H18	<ul style="list-style-type: none"> <li>○滞納整理事務をより的確に進めるため滞納システムを導入し、有効利用を図りました。</li> <li>○督促状・催告書の発送を定期的に行いました。</li> <li>○整理組合の解散に伴う事務及び臨戸徵収等の移行処理を行い、過年度分も含めて臨戸徵収及び電話催告を行いました。</li> <li>○納税相談を実施し、納税者の実態に即し、納付誓約等の処理を行いました。</li> <li>○高額滞納者に対し、最終催告書の送付及び実態調査を通じて、滞納処分への事務処理を行い、2件の差押えを行いました。</li> <li>○整理組合から町への移行の徹底と滞納システムの効率的活用により滞納者への対応が迅速に行えるようになりました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○滞納整理事務の移行に伴い、職員の資質の向上は必要不可欠であり、今後は職員研修の充実を行います。</li> <li>○関係各課との連携を密にし、滞納処分までの進行管理を強化します。</li> <li>○滞納整理事務の強化を図るため、滞納繰越分の口座振替納付への移行を促し、臨戸徵収の軽減を図ります。</li> <li>○実態調査、財産調査を実施し、滞納者に実態に即し滞納整理を行います。</li> </ul>
H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>○滞納システムの有効活用により、迅速な滞納整理事務を図りました。（財産調査・差押調書等の作成事務）</li> <li>○財産調査により、滞納者の的確な状況判断を行い、納税相談を実施しました。</li> <li>○悪質滞納者への差押えを実施しました。</li> <li>○県税事務所及び関係課との連携強化を図りました。</li> <li>○最終催告送付 61件</li> <li>○財産調査予告 21件</li> <li>○財産調査（給与・預貯金・生命保険等）36件</li> <li>○交付要求 3件</li> <li>○差押 8件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○滞納整理事務の移行に伴い、職員の資質の向上は必要不可欠であり、今後は職員研修の充実を行います。</li> <li>○関係各課との連携を密にし、滞納処分までの進行管理を強化します。</li> <li>○滞納整理事務の強化を図るため、滞納繰越分の口座振替納付への移行を促し、臨戸徵収の軽減を図ります。</li> <li>○実態調査、財産調査を実施し、滞納者に実態に即し滞納整理を行います。</li> </ul>
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>○滞納システムの有効活用により、迅速な滞納整理事務を図りました。（財産調査・差押調書等の作成事務）</li> <li>○財産調査により、滞納者の的確な状況判断を行い、納税相談を実施しました。</li> <li>○併任徵収により県税事務所及び関係課との連携強化を図りました。</li> <li>○税務課、生活衛生課、上下水道課が共同で悪質滞納者の訪問、呼出等を実施しました。</li> <li>○悪質滞納者への差押や捜索を実施しました。</li> <li>○最終催告送付 8件</li> <li>○財産調査予告 50件</li> <li>○財産調査（給与・預貯金・生命保険等）162件</li> <li>○交付要求 4件</li> <li>○差押 35件</li> <li>○執行停止 26件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○滞納整理事務に職員の資質の向上は必要不可欠であり、今後は職員研修の充実を行います。</li> <li>○関係各課との連携を密にし、滞納処分までの進行管理を強化します。</li> <li>○滞納整理事務の強化を図るため、滞納繰越分の納付書による自主納付への移行を促し、臨戸徵収の軽減を図ります。</li> <li>○実態調査、財産調査を実施し、滞納者の実態に即し滞納処分を行います。</li> </ul>

実施項目	(26) 職員の流動的活用
現状	合併後1年を経過して、各課での現在の業務量と人員数とが適切な状態にあるかどうか確認をする必要があります、業務の繁閑に応じた適切な人員を確保する必要があります。
方策	①各課の現状を把握し、各総合支所で行う業務の内容確認を行います。 ②繁忙期には、職員の部内での流動的活用を検討します。
目標	組織の統合や流動的な職員の応援体制を確立します。
効果	適切な人員配置による効率的な組織体制づくり

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・検討→	実施			
これまでの取組内容及び成果					今後の取組
H17					
H18	組織の活性化と行政運営の効率化を図るために、人員の適正配置を含めて調査・検討を行いましたが、徴収事務や申告事務等専門的知識を要する職務への対応は、現時点では困難と思われます。				
H19	組織の活性化と行政運営の効率化を図るために、人員の適正配置を含めて調査・検討を行いましたが、徴収事務や申告事務等専門的知識を要する職務への対応は、現時点では困難と思われます。				
H20	組織の活性化と行政運営の効率化を図るために、人員の適正配置を含めて調査・検討を行いましたが、徴収事務や申告事務等専門的知識を要する職務への対応は、現時点では困難と思われます。				

実施項目	(27) 投票区の再編
現状	合併前の投票区数67をそのまま踏襲しており、有権者数別投票区数は下記のとおりで、小規模とはいえる各投票所には投票管理者1人、投票立会人2人、事務従事者が最低でも2人が必要で、人員の確保が困難であるとともに、投票所コストも多額となっています。 周防大島町 有権者200人以下 29箇所 200人～500人 28箇所 500人以上 10箇所 《近隣》柳井市27箇所、田布施町13箇所、平生町9箇所
方策	旧町の中心地の投票所をそれぞれ集約し、有権者1,000人以上の投票区を設けます。
目標	投票区数の削減を検討します。
効果	経費の節減合理化等による財政の健全化を図ります。

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・検討	実施	必要に応じて見直し		
これまでの取組内容及び成果					今後の取組
H17					
H18	久賀中心地の投票所を整理、統合し有権者2,000人規模の投票所に、また、60人以下の投票所は期日前投票所に切り替えるなどして当日投票所を67箇所から52箇所に見直しました。				
H19	平成18年度に見直しを行った52箇所の投票区（見直し前67箇所）、246箇所のポスター掲示場（見直し前355箇所）により、山口県議会議員選挙（4月8日執行）、参議院議員通常選挙（7月29日執行）を行いました。				
H20	衆議院議員補欠選挙（4月27日執行）から、前島投票区を久賀中央投票区に編入し、投票区を51箇所としました。				

実施項目	(28) 委託、リース契約等の見直し
現状	各公共施設における各種契約（委託料、リース料、各種事務用品、燃料費）の大半は施設ごとにそれぞれ契約を締結し維持管理を行っています。 ***公共施設の維持管理に係る各種委託料等*** ①空調設備保守点検業務委託料②電気保安業務委託料③消防設備保守点検業務委託料④受水槽・高架水槽清掃消毒・水質検査委託料⑤ワックス清掃委託料⑥油タンク点検等
方策	各種契約（委託料、リース料、各種事務用品、燃料費）について一括契約を行い、経費節減と事務の合理化を図ります。 委託料とリース料の入札により、より良くより安価な金額で契約が可能で、経費の節減を図ります。また、一括契約することで契約等の事務の合理化を図ります。 ①公用車の管理（点検・修理、車検等）がスムーズに行え、安全管理が図られます。 ②物品（ガソリン等を含む）の管理において節減合理化が図られます。
目標	一括契約により、委託料とリース料の経費削減を行います。
効果	経費の節減合理化等による財政の健全化を図ります。

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・検討	→	段階的実施		
これまでの取組内容及び成果					今後の取組
H17					
H18	地域経済を考慮し、慎重に検討しました。				
H19	平成18年度に引き続き、地域経済を考慮し、慎重に検討しました。				
H20	関係各課と協議し、入札できる委託等につきましては競争入札としました。				

実施項目	(29) 受益者負担の適正化（保育料）
現状	保育料については、平成17年度より合併のすりあわせで決定した、旧4町の一番安い額を各階層とも適用しています。
方策	今のところ現状のままを考えていますが、国の徴収基準額等に変更があれば検討していく予定です。
目標	今の保育料では、国の基準額に対して各階層一律の軽減ではないため、不公平と考えられます。今後は、国の基準に対して各階層、一律の軽減等を行うべきと思われます。
効果	階層別の不公平をなくす

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・検討			→	実施
これまでの取組内容及び成果					今後の取組
H17	合併時にすりあわせた旧4町の一番安い額を各階層とも適用しています。				
H18					
H19	定率減税の廃止に伴い、基準額表の一部改正を行いました。徴収金額については、変更なし。				
H20					



## 周防大島町集中改革プランへの取組内容及び成果報告

(取組期間 平成17年度～平成20年度)

(保険・訪問看護部会)

## 保険・訪問看護部会

実施項目	(1) 訪問看護ステーションのあり方についての検討
現状	本町には、健康福祉部と公営企業局が運営する2箇所の訪問看護ステーションがあります。今後医療依存度の高い在宅療養者の増加が見込まれ、幅広いサービスの提供と臨床の現場同様に高度で的確な対応が求められています。 しかし、健康福祉部が所管するステーションの職員は、医療現場から長い間はなれており、これらのニーズに対応するためには、職員の知識・技術の向上が重要課題になっています。
方策	公営企業局が運営する訪問看護ステーションへの移行を図ります。
目標	効率的で幅広く質の高いサービスの提供を行います。
効果	効率的な行政運営

### スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・準備		実施		
	これまでの取組内容及び成果		今後の取組		
H17			平成19年度に公営企業局へ移管する予定です。		
H18	移行に向けて、公営企業局と健康増進課が協議した結果、平成19年度より公営企業局へ移管する予定となりました。				
H19	19年度より公営企業局に移管されました。				
H20					

実施項目	(2) 定員適正化への対応				
現状	平成16年10月1日関係職員数 24名 平成17年4月1日関係職員数 24名				
方策	事務・事業の再編・整理、廃止・統合や事務の効率化等により、行政機能を保持したまでの削減を行います。				
目標	行政改革大綱で定めている削減率（平成22年4月1日現在で▲43名削減率（11.4%））に添った形で、要員の削減を行います。（平成23年4月1日数値目標 → 319名）				

### スケジュール及び計画職員数

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・計画				
		推進			
人数	24名 (376名)	24名 (373名)	24名 (370名)	23名 (353名)	22名 (344名)

※( )内は町全体の推進計画数

これまでの取組内容及び成果		今後の取組
H17		
H18		
H19		
H20		

## 保険・訪問看護部会

実施項目	(3) 予防事業充実に向けて関係部署・機関との連携（医療、介護）
現状	医療・介護ともに給付費が著しく増大しており保険財政を圧迫しています。このため、住民への負担増を招いています。
方策	健康ながらだづくりを目標とし、予防的観点から保健・福祉部署との連携を密にし、長いスパンで方向性を見出していく。また、関係機関、団体との連携の下、多くの住民参加を得ながら健康づくりを推進します。
目標	医療及び介護給付費支出の抑制
効果	財政健全化

### スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	実施				
これまでの取組内容及び成果（介護保険課）					今後の取組（介護保険課）
H17	町の保健福祉施策の方向性と推進方策を一体的、体系的に取りまとめた「周防大島町総合保健福祉計画」を策定しました。				
H18	高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を包括的に支援するための拠点として、複数の専門職を配置した「地域包括支援センター」を設置しました。				
H19	地域包括支援センターを中心に、介護保険サービスだけでなく、保健・医療・福祉、その他の生活支援サービスを含め、地域におけるさまざまな資源を活用し、高齢者に対して包括的かつ継続的に支援を行いました。				
H20	予防から給付までを一課で行い、切れ目ない予防重視の対策を充実強化するために、高齢者の総合相談や介護予防ケアマネジメント等を行う「地域包括支援センター」と「介護予防事業」を行う介護予防班を介護保険課内に設置しました。 「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」の見直しを行いました。				
これまでの取組内容及び成果（医療保険課）					今後の取組（医療保険課）
H17					
H18	国保被保険者の医療費を圧迫する生活習慣病の抑制を目的とした「特定健診・特定保健指導」の導入について協議を行いました。				
H19	これまでの基本健診等の保健事業の実績を踏まえて関係課と連携して特定健診実施計画を策定しました。				
H20	平成20年度から健康増進課へ事務を移管				

保険・訪問看護部会

これまでの取組内容及び成果（健康増進課）		今後の取組（健康増進課）
H 1 7	保健・福祉部署と話し合いをしながら連携し、事業を進めました。	医療費及び介護保険給付費の支出の抑制につながるように関係機関が連携し、地域全体の健康レベルを向上させるという目標を目指して情報交換を行なながらそれぞれの事業に取り組んでいきます。
H 1 8	<p>平成18年4月1日から地域包括支援センター（各保健センターはサブセンターとして）が設置され次のような業務を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防支援事業…介護予防支援指定事業所の認可を受け、介護予防介護保険で要支援1及び要支援2と認定された認定者がサービスを利用する場合、介護予防プランの作成やサービス事業所等の調整。</li> <li>○介護予防ケアマネジメント事業…特定高齢者に対し、要介護状態となることを防止し介護予防プランを作成し、プラン達成のため支援。</li> <li>○総合相談・支援事業…高齢者の総合的な相談や実態把握、地域におけるネットワークの整備等。</li> <li>○包括的・継続的ケアマネジメント支援事業…包括的・継続的なケア体制の構築や地域における介護支援専門員のネットワークの活用、日常的個別指導・相談、困難事例等への指導・助言。</li> <li>○特定高齢者の把握事業…特定高齢者に関する情報の収集や特定高齢者候補者の選定及び特定高齢者の決定。</li> </ul> <p>健康づくりの推進については健康づくり班で健診や各種教室、介護予防事業を行い、各保健センターは地域に密着した保健事業（健康相談や訪問指導）を行いながら地域全体の健康づくりの向上を目指した保健事業を行いました。</p>	
H 1 9	これまでの基本健診等の保健事業の実績を踏まえて関係課と連携して特定健診実施計画を策定しました。	計画に添って20年度から事業を実施し、目標の達成を目指します。
H 2 0	町内の11医療機関において特定健康診査を業務委託により個別実施し、又健診結果により動機付け支援及び積極的支援の特定保健指導を町保健師により直営で実施した。当該年度75歳到達者や年度途中資格取得者の受診を平成21年度から行なうため実施計画の変更を行なった。	受診率の向上、結果通知の迅速化、特定保健指導の周知徹底が今後の課題である。

## 保険・訪問看護部会

実施項目	(4) 国民健康保険税及び介護保険料の徴収率の向上
現状	(16年度末における徴収率) 国民健康保険税 96.6% 介護保険料 99.3% (特別徴収 100%、普通徴収 94.6%)
方策	催告・督促の強化及び休日・夜間徴収実施、口座振替推進、分割納付などにより収納率向上を図ります。介護保険料については、未納期間による不利益等の説明を通じて収納率向上を図ります。
目標	(21年度末における目標徴収率) 国民健康保険税 98.05% 介護保険料 99.6%
効果	安定した財政基盤の確立

### スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
	実施			国保税	98.05%	
				介護保険料	99.6%	
これまでの取組内容及び成果（介護保険料）		今後の取組（介護保険料）				
H17	○各種集会への出前講座を実施しました。 ○未納者に対して電話催告や臨戸徴収を強化しました。		○出前講座や広報誌により啓発を行います。 ○税務課との連携や滞納整理システムの有効活用により徴収体制を強化します。 ○口座振替や分割納付を促進します。 ○特別徴収対象者の捕捉回数を増やすことにより、特別徴収（年金天引き）の範囲を拡大します。 ○収納について私人委託（コンビニ等）を検討します。			
H18	以下の取組を行いました。 ○窓口・電話及び各種集会での制度説明 • 保険料設定の考え方 • 年金引落しの仕組み • 未納期間によるサービス利用制限 ○徴収体制の整備 • 滞納整理システムの導入 ○徴収方法の確立 • 口座振替の促進 • 分割納付の促進 ○徴収の強化 • 現年度未納者への早期対応と月別進行管理の徹底 • 未納者に対する督促状の送付（毎月） • 滞納者に対する催告書の送付（5, 8, 11月） • 徴収強化月間の設定（9, 12月）					
H19	●取組内容 ○窓口・電話及び各種集会での制度説明 • 保険料設定の考え方 • 年金引落しの仕組み • 未納期間によるサービス利用制限 ○徴収体制の強化 • 税務課滞納徴収班と連携した取組み ○徴収方法の確立 • 口座振替の促進 • 分割納付の促進 ○徴収の強化 • 現年度未納者への早期対応と月別進行管理の徹底 • 未納者に対する督促状の送付（毎月） • 滞納者に対する催告書の送付（5, 8, 11月） • 徴収強化月間の設定（9, 12月）					

H 2 0	<p>●取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○窓口・電話及び各種集会での制度説明           <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料設定の考え方</li> <li>・年金引落しの仕組み</li> <li>・未納期間によるサービス利用制限</li> </ul> </li> <li>○徴収体制の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務課滞納徴収班と連携した取組み</li> </ul> </li> <li>○徴収方法の確立           <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座振替の促進</li> <li>・分割納付の促進</li> </ul> </li> <li>○徴収の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・現年度未納者への早期対応と月別進行管理の徹底</li> <li>・未納者に対する督促状の送付（毎月）</li> <li>・滞納者に対する催告書の送付（5, 8, 11月）</li> <li>・徴収強化月間の設定（9, 12月）</li> </ul> </li> </ul>	
	これまでの取組内容及び成果（国民健康保険税）	今後の取組（国民健康保険税）
H 1 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○督促状・催告書の発送を定期的に行いました。</li> <li>○滞納分は主として整理組合が実施していたので、臨戸徴収及び電話催告を 現年度分を中心に徴収を行いました。</li> <li>○納税相談を実施し、滞納者の実態に即し、納税誓約書、納税猶予等の措置を行いました。</li> <li>○臨戸・電話催告等により、納税への理解と納付誓約による定期的納入を促進しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○滞納システムの有効活用と財産調査等の強化を図り、迅速な滞納整理を実施します。また、滞納整理に対する理解を深めるため職員研修を実施します。</li> <li>○「滞納者”0”を目指します。」をキャッチフレーズに、関係課との連携を強化し、滞納整理の進行管理体制を充実します。</li> </ul>
H 1 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>○滞納整理事務をより的確に進めるため滞納システムを導入し、有効利用を図りました。</li> <li>○督促状・催告書の発送を定期的に行いました。</li> <li>○整理組合の解散に伴う事務及び臨戸徴収等の移行処理を行い、過年度分も含めて臨戸徴収及び電話催告を行いました。</li> <li>○納税相談を実施し、納税者の実態に即し、納付誓約等の処理を行いました。</li> <li>○高額滞納者に対し、最終催告書の送付及び実態調査を通じて、滞納処分への事務処理を行い、2件の差押えを行いました。</li> <li>○整理組合から町への移行の徹底と滞納システムの効率的活用により滞納者への対応が迅速に行えるようになりました。</li> <li>滞納繰越分の催告書送付及び最終催告書の発送により、納税に対する意識が高まりました。</li> </ul>	
H 1 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期的に督促状・催告書の発送により納付を促しました。</li> <li>○短期・資格証の事前通知により納税相談を実施しました。</li> <li>○年2回判定委員会を開催し、資格証の交付について協議しました。（資格証交付106人 短期証交付137人）</li> <li>○悪質滞納者への差押えを実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資格証交付者の実態把握に努め、的確な保険証交付に努める。</li> <li>○関係課との連携強化を図り、納税意識の高揚と滞納処分までの進行管理を強化します。</li> <li>○滞納繰越分の口座振替納付への移行を図り、事務の簡素化を図ります。</li> <li>○差押え等強制執行の強化を図ります。</li> </ul>
H 2 0	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期的に督促状・催告書の発送により納付を促しました。</li> <li>○短期・資格証の事前通知により納税相談を実施しました。</li> <li>○年2回判定委員会を開催し、資格証・短期証の交付について協議しました。（資格証交付292人 短期証交付247人）</li> <li>○悪質滞納者への差押や捜索を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資格証交付者の実態把握に努め、的確な保険証交付に努める。</li> <li>○関係課との連携強化を図り、納税意識の高揚と滞納処分までの進行管理を強化します。</li> <li>○滞納繰越分の納付書による自主納付への移行を図り、事務の簡素化を図ります。</li> <li>○差押え等強制執行の強化を図ります。</li> </ul>

## 保険・訪問看護部会

実施項目	(5) 国民健康保険税及び介護保険料の見直し
現状	高齢化の進展に伴い、医療及び介護給付費が著しく増大しており、町の財政を大きく圧迫しています。
方策	住民の理解を得ながら保険税（料）の見直しを行います。 なお、見直しに当たっては、低所得者等への負担軽減等に配慮して行います。
目標	収支の均衡を目指して、適正な保険税（料）の設定を行います。
効果	安定した財政基盤の確立及び負担の公平性の確保

### スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・検討		見直し		
	これまでの取組内容及び成果（介護保険課）		今後の取組（介護保険課）		
H17	「第3期介護保険事業計画」を策定し、今後3年間のサービス費用見込額に基づく保険料を算定しました。			「第3期介護保険事業計画」のサービス費用見込額と実際の給付額を比較検証しながら、適正な保険料の把握に努めます。	
H18	○以下に留意して、介護保険料を改正しました。（6.9%アップ） ※所得の低い人の負担を抑えるために、現行の第2段階を細分化し、新たな階層を創設しました。 ※ 地方税法の改正により、保険料段階が上昇する人に対して激変緩和措置を講じました。				
H19	「第3期介護保険事業計画」のサービス費用見込額と実際の給付額を比較検証しながら、適正な保険料の把握に努めました。			○地方税法の改正により保険料段階が上昇する人に対しての激変緩和措置の継続を検討します。 ○20年度において「第4期介護保険事業計画」を策定し、21年度から23年度までの保険料の見直しを行います。	
H20	○地方税法の改正により保険料段階が上昇する人に対しての激変緩和措置を継続しました。 ○「第3期介護保険事業計画」のサービス費用見込額と実際の給付額を比較検証しながら、適正な保険料の把握に努めました。 ○「第4期介護保険事業計画」を策定し、21年度から23年度までの保険料の見直しを行います。			○第4期介護保険事業計画に基づき、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな段階を設定して保険料の改定を行います。	
これまでの取組内容及び成果（税務課・健康増進課）				今後の取組（税務課・健康増進課）	
H17	合併後の国民健康保険税の取扱いについては、地方税の取扱について（協定項目8）提案されており、国民健康保険税の税率及び納期について合併時に統一された。（ただし税率については応益割合及び介護納付金額を考慮しながら、負担公平の原則に立ち、急激な負担増加とならないよう調整に努めるものとします。） 以下の取組を行いました。 ○17年3月7日に平成16年度第1回周防大島町国民健康保険運営協議会（委員12名で構成）を開催し、国保税の税率等について現状等説明。（平成17年度） ○18年1月13日：平成17年度第1回周防大島町国民健康保険運営協議会：国保財政が厳しい状況であるため、税率の引上げが必要。 ○18年2月9日：平成17年度第2回周防大島町国民健康保険運営協議会：税制改正を諮問（平成18年2月3日）し、同内容によるによる答申。			「医療費の抑制に引き続き努力をしていただきたい。」との意見と共に、諮問どおりの答申があり、3月定例町議会で議決がなされました。 ○生活習慣病の予防に全力を！（健康づくりの推進） ○国保税の滞納は不公平とならないように！（滞納整理の促進、保険証の短期証・資格証） ○軽減制度（2割・5割・7割軽減） 低所得者の負担軽減を図るため、所得が一定額以下の場合は、その納税義務者の被保険者均等割額または世帯別平等割額を政令で定める基準に従って、町条例で定めるところにより減額することとされています。	

## 保険・訪問看護部会

H 1 8	<p>平成18年度国民健康保険税から税率を改正しました。</p> <p>○国保医療分</p> <p>①所得割 (改正前 : 6.5% → 改正後 : 7.9%)      ②資産割 (改正前 : 23.0% → 改正後 : 38.0%)      ③均等割 (改正前 : 17,400円 → 改正後 : 21,800円)      ④平等割 (改正前 : 18,300円 → 改正後 : 22,000円)      (※賦課限度額 : 改正前 : 53万円 → 改正後 : 53万円)</p> <p>○国保介護分</p> <p>①所得割 (改正前 : 0.9% → 改正後 : 1.6%)      ②資産割 (改正前 : 10.0% → 改正後 : 10.0%)      ③均等割 (改正前 : 5,500円 → 改正後 : 6,000円)      ④平等割 (改正前 : 5,500円 → 改正後 : 6,200円)      (※賦課限度額 : 改正前 : 8万円 → 改正後 : 9万円)</p>	
H 1 9	19年度において改正なし。	
H 2 0	<p>国民健康保険運営協議会の改選に伴い、公益代表委員の選出を公正性を高めた選出方法に改めた。      平成20年度国民健康保険税から税率を改正しました。</p> <p>○国保医療分</p> <p>①所得割 (改正前 : 7.9% → 改正後 : 4.0%)      ②資産割 (改正前 : 38.0% → 改正後 : 26.0%)      ③均等割 (改正前 : 21,800円 → 改正後 : 13,800円)      ④平等割 (改正前 : 22,000円 → 改正後 : 13,800円)      (※賦課限度額 : 改正前 : 56万円 → 改正後 : 47万円)</p> <p>○後期高齢者支援分 (新設)</p> <p>①所得割 (3.9%)      ②資産割 (12.0%)      ③均等割 (8,000円)    ④平等割 (8,200円)      (※賦課限度額 : 12万円)</p> <p>○国保介護分 (改正なし)</p> <p>①所得割 (1.6%)      ②資産割 (10.0%)      ③均等割 (6,000円)    ④平等割 (6,200円)      (※賦課限度額 : 9万円)</p>	



## 周防大島町集中改革プランへの取組内容及び成果報告

(取組期間 平成17年度～平成20年度)

(上下水道部会)

実施項目	(1) 下水道事業の見直し
現状	<p>下水道事業（特環・農排・漁排）は平成3年度から事業に着手し、5地区で供用を開始するとともに、一部供用地区を含む6地区で建設が行われています。この下水道事業の経営については、建設途上ではありますが、平成16年度の下水道使用料収入が、約4千万円に対し、一般会計からの繰入金が約4億円に上っております。現在進めている事業は平成21年度まで継続しますが、借入金の償還は平成20年～27年頃にピークを迎えることが予測されます。</p> <p>また、建設後10年を経過するころから機器の更新も発生し始め、ランニングコストの増大も懸念されています。更に、将来の人口減を想定した場合の集合処理方式の効率の悪化や、下水道施設の運転を停止できないこと等、更に厳しい財政状況になることが推察されます。</p>
方策	事業の効率及び将来人口等を考慮して事業の選定を行います。
目標	収入と支出のバランスを考え、集合処理方式で効率の低い地域は、浄化槽設置整備事業で対応
効果	財政健全化

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
	汚水処理構想策定	実施				
	→				→	
これまでの取組内容及び成果		今後の取組				
H17	集合処理方式で効率を重視した汚水処理施設整備構想を策定しました。		集合処理は、人口減が大きく安定経営に影響するため、当面は、この影響のない個別浄化槽設置整備事業の推進と現事業の早期供用開始を目指します。			
H18	現在実施中の事業について、可能なものは早期安定経営を目標に、早期供用開始を目指します。 沖浦西・和田地区を供用開始しました。					
H19	沖浦東・津海木地区の工事完了に伴い、20年4月から供用開始します。また、安下庄地区は、事業認可区域を124haに拡大とともに、計画区域を秋地区を含めた147haに拡大し、一部供用開始します。					
H20	沖浦東・津海木地区は21年3月31日から供用開始し、秋地区は、計画では事業完了は22年度であるが、21年度完了予定である。安下庄地区は、供用開始区域を拡大しながら事業の早期完成を目指します。		国土交通省では、下水道事業の補助金交付にあたっては、今後の人口減少傾向や厳しい財政状況等を踏まえ、特に過大な設備投資につながるおそれの観点から下水道計画（50年先を見越した計画）等の経営評価し、毎年度実施時に国土交通省に提出することとなった。このことから、地域の人口をはじめ社会経済情勢の変化を踏まえた厳正な費用便益の分析がさらに必要である。			

## 上下水道部会

実施項目	(2) 上・下水道使用料徴収事務の見直し
現状	上・下水道使用料を別々の課で徴収しており、関係書類等の提出についても、それぞれ必要なことから、住民サービスの低下とともに、徴収担当の職員もそれぞれの課に必要で、非効率な状態となっております。また、申請、異動等についても上・下水道課双方で受付、整理が必要となっています。
方策	上・下水道使用料の賦課徴収については、賦課徴収班（新設）で処理し、上・下水道関係書類の提出も一本化します。
目標	上・下水道使用料徴収事務及び関係書類の簡素化
効果	効率的な行政運営による人員の削減

### スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
	調査・検討		実施					
	これまでの取組内容及び成果		今後の取組					
H17	現状の調査検討を行いました。		異動届等の関係書類で統合できるものは、一本化をめざします。					
H18	水道課と下水道課を統合して上下水道課とし、使用料徴収事務は管理班で一括処理を実施しました。（異動届等の統合は検討中です）							
H19	水道開閉栓申請が本年3月から県内統一の電子申請となるため、更に検討します。							
H20	使用料等納期限等一覧表や下水道等使用料改定等について町広報紙やチラシ等で周知した。		新規加入者等の使用料等の口座振替依頼依頼を積極的に推進する。					

実施項目	(3) 定員適正化への対応
現状	平成16年10月1日関係職員数（下水12名、水道9名） 平成17年4月1日関係職員数（下水12名、水道9名） 水道及び下水道について、旧4町の地域の精通担当者（旧の1地域だけでも数年の経験が必要です）が1名のみで継承出来ない状況にあり、現状においても、業務が重複した場合には迅速な対応が不可能となっています。
方策	建設事業継続中の現状を踏まえ、各総合支所地域支援班の経験者応援1名を確保し、上下水道兼務を考慮したとしても、当面の人員は現状維持としますが、事務・事業の再編・整理、廃止・統合や事務の効率化等により、行政機能を保持したままで削減を行います。
目標	行政改革大綱で定めている削減率（平成22年4月1日現在で▲43名削減率（11.4%））に添った形で要員の削減を行います。

### スケジュール及び計画職員数

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
	調査・計画	推進				
	21名	21名	21名	21名	21名	
これまでの取組内容及び成果		今後の取組				
H17						
H18						
H19						
H20						

上下水道部会

実施項目	(4) 適正な自主財源の確保（収納率の向上）							
現状	上下水道使用料の滞納額は年々増加しており、負担の公平性の観点からも好ましくない状態にあります。							
方策	催告・督促の強化及び休日・夜間徴収実施、口座振替推進、分割納付などにより収納率向上を図ります。							
目標	収納率の向上							
効果	安定した財政基盤の確立							
スケジュール								
年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
	水道収納率98.0%				水道収納率98.8%			
	下水収納率99.8%				下水収納率99.9%			
これまでの取組内容及び成果			今後の取組					
H17	水道大口滞納者への納付指導を実施し、過年度滞納分7,100,702円を徴収しました。		徴収対策班と協力して滞納0をめざします。					
H18	徴収対策班と協力し、過年度滞納を徴収しました。2月7日現在で、水道料過年度滞納分2,629,949円を徴収しました。							
H19	徴収対策班と協力し、過年度滞納を徴収しました。1月末日現在で、水道料過年度滞納分3,221,258円を徴収しました。							
H20	税務課徴収対策班及び生活衛生課公営住宅班と協力し、過年度滞納分の徴収を実施しました。水道料等の過滞納分4,829,911円(1月末現在)を徴収。							

## 上下水道部会

実施項目	(5) 受益者負担の適正化（上・下水道使用料体系の見直し）
現状	平成16年度の水道料収入が、約3億6千万円に対し、繰入金は約5億5千万円あり、現状の料金体系では対応できなくなっています。この要因は、慢性的な水不足を解消し安定した給水を図るため、旧各町等で実施した弥栄ダムからの導水事業への負担金や広域水道の受入体制整備に多額の費用を要し、これに対する借入金の返済が多額となっているためです。このため町では、歳出の削減や県からの補助金の確保などの努力はしていますが、水道事業特別会計への繰入金が町財政を圧迫しています。また、平成16年度の下水道使用料収入が、約4千万円に対し、繰入金が約4億円に上り、町財政を圧迫しています。
方策	上・下水道使用料の改定を検討します。
目標	上・下水道事業特別会計への繰入額の削減。
効果	財政健全化

### スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・検討	見直し			
	→	→			
これまでの取組内容及び成果					今後の取組
H17	水道料金改定のために、給水単価検討協議会を設置し、検討を行いました。				
H18	給水単価検討協議会からの答申を受け、19年4月から水道料金の改定を決定しました。 下水道使用料改定のために、下水道使用料検討協議会を設置し、検討を行いました。				
H19	下水道使用料検討協議会の答申を受け、20年4月から下水道使用料の改定を決定しました。 ・UP率約30% ・增收見込額 15,197（千円）（新規加入を除く）				
H20	給水単価検討協議会委員について再委嘱（H20年11月1日から3年間）をお願いし、安定的な給水単価を維持するために給水単価の改定について諮問を行いました。				
	下水道使用料検討協議会において、適正な下水道使用料について検討します。				
	下水道使用料検討協議会及び給水単価検討協議会において、引き続き適正な使用料について検討します。				



## 周防大島町集中改革プランへの取組内容及び成果報告

(取組期間 平成17年度～平成20年度)

(公営企業局部会)

実施項目	(1) 病院事業のあり方の検討
現状	国の政策による保険給付の見直しにより、医療費の減少・介護保険給付費の削減がなされています。また、病院事業債に対する交付税削減・合併による不採算地区病院に対する交付税措置が見直されています。さらに病院においては、機能分化が促進され一般病床と療養病床の区分分けにより、一般病床の削減が推進されています。 少子高齢化に伴う進展、人口の自然減少により、患者数が減少傾向にあります。
方策	将来的に大島郡3病院統合（2又は1病院）を視野に入れた大島病院新築移転を検討します。すでに周防大島町総合計画において大島病院の新築移転が策定されており、建設にあたっては、一般病床（急性期）又は療養病床（慢性期）の区分分け等住民の声をよく聞いて十分に検討します。 東和病院・橋病院においても、療養病床の移行を検討します。
目標	経営基盤強化における効率的な公営企業の推進
効果	将来を見据えた地域医療確保の確立

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・検討				
					→
これまでの取組内容及び成果		今後の取組			
H17	調査・検討の準備を行いました。		引き続き、大島病院新築移転に向けて、将来を見据えた地域医療確保ができるよう調査・検討を行います。		
H18	移転場所・建設にあたっての基本設計の調査・検討を行いました。				
H19	新築工事設計監理業務の条件付き一般競争入札を8月29日に行った結果応札6社の内株式会社松田平田設計が予定価格の約49%の37,000,000円で落札した。12月末に基本設計が完了し、現在実施設計の途中です。				
H20	平成21年2月27日に周防大島町立大島病院移転新築工事の入札会を建設・電気・機械に分割の上郵便入札を実施予定です。 早急な工事着工を目指し、1日も早く住民の医療確保に努めます。				

実施項目	(2) 給食業務委託の検討
現状	給食業務の運営形態は、橘病院・介護老人保健施設さざなみ苑・介護老人保健施設やすらぎ苑は、民間委託し、東和病院・大島病院・大島看護専門学校については直営で行っております。
方策	給食委託を行なう上で時期については現員の職員の問題等を考慮し、検討します。業者の選定については、材料の地元業者からの購入等の条件により検討する必要がありますが、公営企業会計上、収支のバランスを考えて検討します。
目標	給食業務の委託を検討します。
効果	人員削減と運営の効率化

## スケジュール及び計画職員数

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
	調査・検討				→	
これまでの取組内容及び成果					今後の取組	
H17	既に民間委託している橘病院、介護老人保健施設さざなみ苑及び介護老人保健施設やすらぎ苑の委託業者の選定について調査・検討準備を行いました。				東和病院、大島病院、大島看護専門学校については、①給食部門における収支状況、②委託による在勤職員の問題等、③委託業者の栄養士のNST(医師、看護師、栄養士等のチームによる栄養管理指導)への参画など、継続的に必要な業務における課題(業者の変更等による問題)等、委託することによる効果を考慮しながら、引き続き調査・検討を行います。	
H18	既に民間委託している橘病院、介護老人保健施設さざなみ苑及び介護老人保健施設やすらぎ苑については、現行業者を含めた6業者で比較検討し、業者を変更しました。また、東和病院、大島病院、大島看護専門学校については、給食部門における平成18年度の収支状況等引き続き調査・検討しました。					
H19	民間委託していない東和病院、大島病院、大島看護専門学校については、給食部門における平成19年度の収支状況等引き続き調査・検討しました。					
H20	民間委託していない東和病院、大島病院、大島看護専門学校については、給食部門における平成20年度の収支状況等引き続き調査・検討しました。					

実施項目	(3) 定員適正化への対応
現状	<p>平成17年11月1日現在職員数 312名            医師 20名            看護師 127名            医療技術員 52名            事務員 30名            保健師 6名            その他（看護助手・調理員等） 35名            介護支援専門員 4名            教員 10名            介護員 28名</p> <p>病院では医療法の人員基準、介護保健施設では介護保険法の人員基準が規定されており、現在、病院においては医師及び薬剤師の充足が満たされておりません（平成16年度医療監視時医師充足率：東和病院84.5%、橘病院82.7%、大島病院68.8%、薬剤師充足率：東和病院80.0%、大島病院66.6%）。また、健康保険法及び介護保険法には報酬等の請求について、看護師の人員基準が規定されており、基準を満たさなかった場合は、報酬の減額対象となっており、収入減となります。さらに、施設の夜間勤務体制及び救急患者の受け入れ対応を維持するため、3交替制・2交替制や医師・看護師・事務員の宿日直体制等の医療サービスの提供により、現在の事業を維持していく上では、計画的な人員削減はできない状況にあります。</p>
方策	定年退職者の補充職員として職種に応じたパート職員や派遣職員の雇用を検討し、定員の削減を検討します。
目標	法令に基づいた定員の適正化
効果	人件費の削減による財政健全化

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
	調査・検討					
					→	
これまでの取組内容及び成果		今後の取組				
H 1 7	調査・検討の準備を行いました。		全国的に問題となっている医師不足等により、現在、医師は、法令等の基準に充足しておらず、看護配置基準の見直しによる看護師不足、大病院・都会志向による薬剤師等の医療技術員の確保が困難の中、人員の削減は、厳しい状況にあります。その中で、職種により、補充職員として、パート職員・派遣職員の調査・検討を予定しています。			
H 1 8	平成19年1月1日現在職員数302名 医師 18名 看護師 118名 医療技術員 50名 事務職員 30名 保健師 6名 介護支援専門員 4名 教員 10名 介護員 31名 その他（看護助手・調理員等） 35名 平成17年11月1日現在の職員数と比較して△10人となっていますが、これは、施策による削減ではなく、大学病院からの派遣医師の中止や平成18年4月1日の診療報酬改正に伴う看護配置基準の見直しにより、全国的に看護師の雇用が促進され、より条件の良い病院への転職によるものです。よって、現在は、医師、看護師、薬剤師等が法令の基準に充足されない状況にあり、確保が困難となっているため、人員の削減は厳しい状態にあります。					
H 1 9	平成20年1月1日現在職員数307名 医師 19名 看護師 120名 医療技術員 50名 事務職員 30名 保健師 6名 介護支援専門員 4名 教員 10名 介護員 33名 その他（看護助手・調理員等） 35名 前年同日の職員数と比較して3人増となっていますが、これは、医療・介護の確保のため欠員の補充と必要最低限の増となっています。しかし、医師、看護師、薬剤師等が法令の基準に充足されない状況にあるため、基準の確保までは職員採用が必要となるため人員の削減は厳しい状態にあります。					

H 2 0	<p>平成21年1月1日現在職員数314名 医師 19名 看護師 123名 医療技術員 55名 事務職員 29名 保健師 6名 介護支援専門員 4名 教員 9名 介護員 39名 その他（看護助手・調理員等） 30名 前年同日の職員数と比較して7人増となっていますが、これは、医療・介護の確保のため欠員の補充と必要最低限の増となっています（介護老人保健施設において介護福祉士の充足ができない介護員を増員したためです）。しかし、医師、看護師、薬剤師等が法令の基準に充足されない状況にあるため、基準の確保までは職員採用が必要となるため人員の削減は厳しい状態にあります。</p>
-------	---

実施項目	(4) 手当の適正化への対応
現状	公営企業局の給与費は事業収益（病院・介護保健施設・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所・健診事業等を行って得た収入）に対する比率が60.6%（平成16年度実績）となっており、全国の黒字病院における比率50.6%、赤字病院における比率57.4%と比較して高くなっています。給与費は職員の高齢化に伴い年々増加しており、経営悪化の大きな要因の1つとなっております。
方策	○調整額：支給基準の見直しを検討します。 ○管理職手当：支給基準を見直し、定額制を検討します。 ○特殊勤務手当：・行政職の特殊勤務手当の見直しを検討します。 ・医師及び看護師・医療技術員の支給基準の見直しを検討します。 ○住居手当：支給基準の見直しを検討します。 ○通勤手当：支給基準の見直しを検討します。 ○期末・勤勉手当：役職加算の見直しを検討します。
目標	給与費削減
効果	手当の削減による財政健全化

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・検討				→
	一部実施				→
これまでの取組内容及び成果		今後の取組			
H17	平成18年1月から、行政職の特殊勤務手当を全廃しました。	法令等の規定上必要な人員確保に伴う給与費の増加を除き、手当等については、国等の基準に合致していない項目について調査・検討を行います。また、給料の昇給等においては、人事評価等の調査・検討を行います。			
H18	管理職手当について、定額制等検討し、定率制による削減を行いました。				
H19	調査・検討を行いました				
H20	調査・検討を行いました				

実施項目	(5) 旅費交通費の検討
現状	平成16年度の旅費交通費の実績は9,950千円となっております。
方策	旅費の支給について検討します。
目標	旅費交通費の削減
効果	旅費交通費の削減による財政の健全化

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査・検討				→
これまでの取組内容及び成果		今後の取組			
H17	調査・検討を行いました。	国等の基準を考慮しながら、調査・検討を行います。			
H18	平成18年4月1日に、山口県内の出張における日当を廃止しました。また、政令都市の出張について、最も近距離にある広島市については、減額しました。				
H19	調査・検討を行いました。				
H20	調査・検討を行いました。				

実施項目	(6) 研究研修費の検討
現状	平成16年度の研究研修費の実績は8,263千円となっております。
方策	研究研修の内容を、有効性や必要性において吟味し、開催場所に応じた参加人数、研修参加負担金を検討します。
目標	研究研修費の削減
効果	研究研修費の削減による財政の健全化を図れます。

## スケジュール

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
	調査・検討				→		
		実施予定			→		
これまでの取組内容及び成果			今後の取組				
H17	調査・検討を行いました。			医療関係者にとって必要な研究・看護・安全管理等の研修を除き、国等の基準を考慮しながら、開催場所・参加負担金等について、調査・検討を行います。			
H18	平成18年4月1日に、山口県内の研修会参加における日当を廃止しました。また、政令都市の研修会の参加について、最も近距離にある広島市については、減額しました。						
H19	調査・検討を行いました。						
H20	調査・検討を行いました。						